
平成30年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第7日)

平成30年3月19日(月曜日)

議事日程(第7号)

平成30年3月19日 午前8時59分開議

- 日程第1 議案第41号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第2 議案第42号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)
日程第3 議案第32号 平成30年度吉賀町水道事業会計予算
日程第4 議案第33号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第5 議案第34号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第6 議案第35号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第7 議案第36号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第8 議案第37号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第9 議案第38号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第10 議案第39号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第11 議案第40号 平成30年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第2 議案第42号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)
日程第3 議案第32号 平成30年度吉賀町水道事業会計予算
日程第4 議案第33号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
日程第5 議案第34号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
日程第6 議案第35号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第7 議案第36号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
日程第8 議案第37号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第9 議案第38号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第10 議案第39号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第11 議案第40号 平成30年度吉賀町一般会計予算

出席議員(12名)

1 番 松蔭 茂君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 桑原 三平君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	岩本 一巳君	副町長 ……………	赤松 寿志君
教育長 ……………	青木 一富君	教育次長 ……………	光長 勉君
総務課長 ……………	野村 幸二君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	齋藤 明久君	保健福祉課長 ……………	永田 英樹君
産業課長 ……………	山本 秀夫君	建設水道課長 ……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……………	大庭 克彦君	出納室長 ……………	中林知代枝君

午前 8 時 59 分開議

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、本議会においての議案及び参考資料の訂正があったところですが、その対応方法について、ここで報告を赤松副町長のほうからします。赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） おはようございます。先般の議案、参考資料の誤りで訂正の差しかえ文書を提出させていただきましたけれども、その際に、傍聴者を含める住民の方への周知をどうするかということで、協議の上、また後日回答させていただきたいということでその場でご報告しましたけれども、その後、議長並びに議会運営委員会委員長等とも協議をしながら、住民の皆様

への周知につきましては、議案資料等に誤りがあったということについて、ケーブルテレビのテロップ放送並びに町のホームページのほうでお知らせをし、具体的なことにつきましては、総務課、または柿木地域振興室のほうにお問い合わせをいただきたいということで周知をさせていただいたところでございます。

改めまして、本当に大変御迷惑をかけたことをおわび申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（安永 友行君） ただいまの報告について、質疑がある方があればそれを許します。質疑はありますか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今後の対応について、今、説明がありましたので、それはそれで情報を公開するということは当然のことだと思いますけど、なぜ、このようなことが起こったのかという検証はどのようにされるのか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

先般も申し上げましたけども、結局は資料の作成が余裕を持ってできていなかったということに尽きると思います。それによって、各課、担当課の中での双方のチェックでありますとか、総務課を通じて資料については提出をしますけども、そういった担当課内、あるいは総務課のところでもチェックができなかったということは、本来ですと一週間ぐらい前につくらなきゃいけないんですけども、ぎりぎりになって、前の日に印刷をするというような状態でしたので、それで複数のチェックができなかったということが今回の起因だろうと思います。

したがって、今後については余裕を持って作成して、やはり、その場でお互いの点検でありますとか、そういったことをしながら議会のほうに提出をするということにしていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので質疑は終わります。

以上で報告を終わります。

日程第1. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第41号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日は2件の追加の議案を提出をさせて

いただきましたのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第41号でございます。吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定において準用する同条第1法の規定に基づき、過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）を別紙のとおり変更するので議会の議決を求める。平成30年3月19日提出、吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 改めまして、おはようございます。私のほうから議案第41号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明をさせていただきます。

お手元の参考資料1ページをごらんください。

本計画につきましては、平成28年度から32年度の5カ年間のもので、平成28年3月に議決をいただいております。今回の変更の内容は、新規事業に伴う追加ということになっております。

参考資料1ページの表、横向き左側から区分、変更前、変更後の順に記載しております。また、変更箇所につきましては下線をつけております。

右側の変更後をごらんください。

今回は、（7）商業共同利用施設に柿木地区町営駐車場整備事業を、その下段、（8）観光またはレクリエーション施設に平栃の滝森林公園遊歩道整備事業を、（5）電気通信施設等、情報化のための施設、その他の情報化のための施設に地域情報通信基盤整備業を追加するものでございます。

3つ目の地域情報通信基盤整備事業につきましては、実施主体は鹿足郡事務組合、上段2つについては、町が実施主体となっております。

2ページに、島根県との変更協議、事前協議の写しを掲載しております。異議ありませんという回答をいただいているところでございます。

以上、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第41号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第42号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第42号でございます。

平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第3表繰越明許費による。平成30年3月19日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページをめくっていただきまして、第3表の繰越明許費でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名、鹿足郡事務組合負担金、CATV事業でございます。金額は3,380万7,000円でございます。

なお、詳細につきましては、事業のほうを担当いたします企画課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、引き続きまして私のほうから平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）の詳細説明をさせていただきます。

今回は、先ほど町長からの提案理由にございました繰越明許費を追加するものでございます。

参考資料の3ページをごらんください。繰越明許費の概要ということで掲載をしております。

事業を改めまして、鹿足郡事務組合の負担金でございまして、CATV、ケーブルテレビ施設の整備に係る負担金でございます。事業費は3,380万7,000円としております。

繰り越し理由は、直接的には事業実施主体である鹿足郡事務組合において、国庫補助金の担当省である総務省の中国総合通信局との協議の結果、事業繰り越しとなったため、この事業に係る当町、吉賀町の負担金についても繰り越すものでございます。

鹿足郡事務組合において繰り越しとする理由につきましては、雪害による工期延期という説明であります。

本負担金は、津和野町と吉賀町との共同整備を行う経費を組合格約に基づき均等割及び人口割により算出した割合となっております。

参考までに、鹿足郡事務組合が本年度行う事業費の総事業費は約7億2,900万円となる見込みとなっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと、先ほどの議案で聞くべきでしたので、こちらのほうでお聞きをいたします。

昨年6月に、今の鹿足郡の事務組合のほうに地域情報通信基盤整備事業として補正で3,380万円上げておられます。今回、先ほどの議案にありますように、過疎地域自立促進計画の変更として上がってきているわけですが、この間にしないまま、過疎地域自立促進計画もないままで今日に及んできて、このたび繰越明許として出されてきたというふうな理解でよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答え申し上げます。

過疎計画自立促進計画につきましては、今回、年度分をまとめて変更を提出させていただきました。鹿足郡事務組合から繰り越しの協議がありましたのは3月に入ってからでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第42号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第32号平成30年度水道事業会計予算を議題とします。

本案については、初日の答弁漏れがあります。7番、河村隆行議員の質疑で、配水量と有収水量についてです。

早川建設水道課長のほうから説明いたします。早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） おはようございます。それでは、私のほうから答弁をしております。内容につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、配水量でございます。総配水量、つまり、水をつくった量でございます。86万8,346立米でございます。

それから、有収水量、つまり家庭に送られた水、お金になった水、簡単に言えばそういう量でございますけれども、69万5,585立米でございます。

割り算をいたしますと、約81%という数字になるかと思っております。

つまり、19%当たりの差異が出てくるということになりますけれども、これ等につきましては、漏水等々というふうにお考えいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案について質疑が保留してあります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 歳出のときに聞いたか、ちょっと確認ができないので、記憶がないのでお聞きをいたします。

16ページに資本的支出の中の右側でいきますと、19、委託料5,048万6,000円、布設替え設計業務ということでありまして、この設計に際しまして、布設替えですから、既設の管からサイズアップということが今回の分で発生するのか、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

詳細は設計をしてみないとわからないわけでありましてけれども、老朽管の更新の工事というふうに考えておりますので、新たに管を大きくしたりとか、そういうことについては、ゼロとは言えませんが、今のところは考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 予算とは直接関係ないかもわかりませんが、このたびの水道管破裂で、水道料金の減免ということで、実は、私のところも昨日水道課から通知がきましたが、こ

れだけ減免ですということで、計算方法とか何も記されていないんですが、水道料金の減免についての計算方法、それをちょっと。多分、町民の皆さんも、ただ、これだけ減免になりましたという通知がきて、どういう計算方法なのということを、多分、疑問に思われると思うんですが、ちょっと予算と関係ないんですが関連でお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

簡単に申しまして、漏れた分だけをお返しをしたということでございます。それは、過去分の料金が発生をしております。料金といましようか、使用料がございまして。その使用料について、平均をとりまして、その平均よりも今回漏水したわけですから出ています。その分を全額お返しをしたという内容になっております。

ですから、計算方法といましてもなかなか難しいものがございましてけれども、簡単に言えばそういった、過去分の状況を見て、今回と比べて多かった分をお返ししたという内容でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） お尋ねします。先ほどの6ページの布設替え設計業務ということで、老朽管の布設替えの設計業務だと説明でしたが、ということで5,000万円というのがえらい高いと私は思っておりますが、老朽管の布設で設計せんにゃいけん量、極端なことをいうと何キロメートルの老朽管を予定しておるとかということがあるんじゃないかと思いますが、そのあたりの量的なものについて説明を願います。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今回、上げておりますのが、柿木地区、それから、大野原地区の設計業務委託の費用でございます。

それにつきまして、まず、柿木地区でございます。計画をしております延長でございますけれども、1,437メートル、約1.4キロの老朽管を取りかえる、布設替えをするという内容の延長でございます。

それから、大野原地区におきましては、5,184メートル、約5.2キロの老朽管を取りかえるという、そういう設計業務でございます。

ちなみに、この事業の採択になる部分が本管ということでありますので、これは支線を入れておりません。本管のみの延長で御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 本管のみと言われましたが、布設されておる本管の管径は幾らなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

管径につきましては、柿木地区におきましては、7センチ5ミリ、75ミリ、この部分が1系、それから、10センチ、100ミリ、これが1系、それから、50ミリ、これも1系あります。つまり、3種類の管径がその中に混在をしているというところでございます。

それから、大野原におきましても、やはり管径は100ミリから、小口径で50ミリまでという範囲の管径を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今のところで、また追加でお聞きをいたしますが、以前、水道の配管の布設替えのときには、配管する場所が道路中央から歩道上に移したということもありまして、道路中央部の配管等、消火栓を含めて、そのまま今現在は残置はされておりますけれども、今回の設計対象区域において、配管の布設場所が大きく変わるところというのは発生をするかということと、もしも発生する場合に旧配管の、いわゆる止水栓ボックスなり、消火栓のボックスの処理については、この中で含めて行われるものかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

配管計画をしている管の位置等にもよろうかと思っています。柿木の中心部等々にも今の計画の箇所がありますけれども、今、工事が終わりました、歩道等もでき上がっている状況です。そういった部分につきましては、なるべく歩道の中に管を入れてしまったほうが、今後のメンテナンス等がやりやすくなるかという気がしております。

そうでないところにつきましては、そうはいいまして管を外しまして施工していかないと、管の深さが取れなくなってしまうので、そういった部分の考慮を入れながら、なるべくメンテナンスのしやすい箇所に布設替えができるものならしていきたいというふうに考えております。

そうなりますと、どうしても仕切り弁等もそれに付随して動いていきますので、その箇所も同時に移動するのではないかというふうな、推計ですけれども、考えはしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ざっと計算をすると、メートル当たり約7,700円というぐらゐのあれになっておりますが、ちょっと高いという気がしなくもないんですが、これは不断水工

法の設計をされるということで考えておってよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

場所にもよろうかと思っております。柿木の町なか等で断水をして切りかえということにもなかなかならんかと思えます。そういった部分につきましては不断水を、それから、管末近くになりまして、口径50ぐらいになりますと、ちょっと皆様にはご不便をおかけしますけれども少し断水をさせていただいて施工させていただくというふうな方法もあろうかと思っております。

もちろん、75につきましても許される範囲でありましたら断水の措置も取っていきたいとは思いますが、基本、とめられない部分につきましては、今、議員が言われましたとおり、不断水の施工でしていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど報告していただきましたロス19%の漏水分で、これは、このたびの2月の漏水分になるのでしょうか。お金にといたら何なんです、水道料金で17万立米はどのぐらいになるのかということと、昨年ぐらい、普段の管理もされておると思うんですが、通常、100%の配水ということはないと思うんですが、どのぐらいの、普段が90ぐらいでいっとったとか、今回、ロス率が19に上がったとか、その辺がもしわかれば。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

申しわけございません。説明が足りませんでした。

先ほど申しました数字は確定した数字ですので、平成28年度分でございます。29年度分はまだ動いておる状況でございます、数値的にまだ集計ができておりませんので、先ほど申しました数字は平成28年度分でございます、先ほどの数字の中には今回の漏水の数字は入っておりません。

それから、今のロス分19%についてはお金はどのぐらいかということでございますけれども、123円を掛けさせていただきますと2,000万円強というお金がはじけるのではないかと思います。

漏水にもそれぞれあるんではございますけれども、どうしても潜在的にあるもの、28年のときの漏水調査を全町かけさせていただきました。そのときに調査をしてもなかなかわからないところもございまして、ほぼわかったところは100%漏水の修理をさせていただきましたが、しかしながら、また漏れ始めたもの等々もございまして、現在、こういった部分のロス分が発生しているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今の答弁なんですけど、毎年2,000万円ぐらいの漏水が出る
と考えていいんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 28年の統計を見ますと81%、19%ロスということがあり
ますので、毎年出るというふうに、こちらもそうですというふうに、なかなか難しいんですけ
ども、漏水につきましては、その都度、大きい部分につきましては漏水調査等をかけながら調査を
し、なるべくロスがないように、漏水がないように修理をしているという状況ではございます。

ただ、なかなか調査をかけても見つからないという部分もござまして、なかなか率を上げてい
くことができないというのも事実でございます。漏水調査をかけますれば、どうしても我々だけ
ということにはなりませんので、専門の業者に業務委託をすることになりますけれども、これも
お金でございまして、なるべく我々のところで何とかできる部分については、日々何とかしてい
こうというところで調査をしているというところもございまして、量につきましては、なるべく
減らしていけるように努力をしていきたいというところもございまして御理解を賜りたいと思
います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 平成28年の漏水結果だということなんで、それで漏水個所を調
査して、改善できたのが何%ぐらい、それはまだわからないんですか。その辺はどうですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 27年にも、3カ所、4カ所程度は直しておりますけれども、
それがどれぐらいのパーセントになるかというのは数字を出しておりませんのでわかりません。

ただ、1カ所、多ければ2トン、小さければ各家庭の給水分当たり、そのぐらいの範囲で漏水
の修理がされているというところではございます。

1つを修理しましても、また1つがあらわれるというふうな、いたちごっこでもございまして、
なかなか100%にならないというのが現実の状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどから質問が出ています漏水の問題ですが、約20%とい
うのが、この経営の面から見て、通常のロスなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、売値に対しては2,000万円ということでしたけど、用水にするとか、いろいろな
経費がかかりますので、原価的にこの20%というのがどのぐらいの金額になるのかということ
と、本管でしたら漏水ということで町のほうの負担になるわけですけど、家庭内の漏水が、私が
一番危惧しているのは、少しずつ恒常的に家庭内で漏水をして、知らないうちに料金を納めてい

るというようなケースがなきにしもあらずだと思うんですけど、1回、このたびの寒波の関係で調査されたんでしょうけど、その辺のところの把握はきちっとされているのかどうかということをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ロス分についてといいたいでしょうか、給水原価の質問でございました。ちょっと手元に資料がございませんので、正確なところはお答えができませんが、給水分につきましては、私が123円というふうに申しまして、これは売値の金額でございます。これを販売した、お金になった場合には2,000万円ということでございます、これが漏水して地面に、地球に返ってしまったという話でございますので、それが実際に損失になるのかといえはそうではないというふうに御理解をいただいたいと思っております。

ただ、確かに議員がおっしゃいますとおりに、水をきれいにして配水池まで上げたということになりますと、それに対するお金等はかかっておりますので、その分につきましては、なるべくロスを少なくしていくということが重要であるし、求められているものだろうというふうに思っております。

また、これにつきましては、今後とも、漏水、ロスが出ないように努めていかなきゃならない、努力をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、各家庭での知らずに漏水という問題でございますけれども、検針員さんが2カ月に1回、検針をして回っております。そういった部分につきましては、漏水している箇所につきましては、「漏水しています、修理をされたほうがいいんじゃないでしょうか」というふうな、目立つものにつきましては簡単な注意書きをポスト等に入れておくように、検針員が回りますと、レシートを、何立米使われましたというのを置いていかれると思います。それと一緒に、「漏水していますので調査されたほうがいいと思います」という手紙を入れておくようにしております。

そういった部分で気づかれた方がおられましたら、気づかれましたら修理をしていただける参考になるのかと思っております。

こちらとしましては、この家が漏水している、この家が漏水しているというデータは持っておりませんので、各家庭にお願いをし、委ねられているというところでございます。

ただ、議員もおっしゃいますとおりに、そういった部分も少なくないというふうに考えておまして、それにつきましては、こちらがお金になるのでいいという問題ではなくて、やはりなるべく直していただいて、家庭の負担も減らしてもらおうということになりますと、こちらとしても何らかの広報的なもの、投げかけというものも必要ではないかという気がしておりますので、今後、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 9ページ、予定貸借対照表がありますが、このうちの上から4つ目の流動負債に企業債ということでありまして、この企業債の中で、いわゆる一般会計から負担すると見込まれる額とかいうのは、現在、数字でお持ちでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

16ページに資本的収入及び支出の詳細を載せております。その部分の資本的収入、上段でございます。その目3他会計補助金、これに対しまして、右に流れていっていただきまして、他会計補助金5,759万2,000円と上げております。この部分が一般会計からの繰り入れということでございまして、これは、建設事業費の経費に対しましてものに55%を掛けて出した金額でございます。この部分が一般会計からの基準内の繰り入れということでございまして、現在、一般会計からは1億4,500万円の繰り入れがございますけれども、その部分の5,759万2,000円分がここで充てられているというふうに考えていただければと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 14ページの手数料が出てますけど、17戸で各家庭の中の水質を検査しているということだったと思いますけど、水源との数値の差というのが各家庭で違うと思うんですけど、どのような差異が出ているのかということをお聞きしておきます。

というのが、あまり差異があるようでしたら、家庭内の管の腐食とか、いろいろなことが考えられるんじゃないかと思いますが、そういうところで、結構、古いところは40年過ぎていると思いますので、その辺のところ、家庭内の配管も布設替えを促すような呼びかけもしていく必要があると思いますのでお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

管末の検査でございまして、なるべく施設の一番最後のあたりに家がある御家庭にお願いをして、毎日、残塩の検査をしていただいている内容でございます。確かに管路が長くなりますと、それによってまた消毒をします残塩の量も減ってまいります。それから、今、言われましたとおりに、管等の腐食によってもそういった部分も出てくるのではないかというふうな気がしておりますけれども、具体的にきちんとした数値、そういった物を持ち合わせておりません。ただ、確かに議員が言われましたとおりに、管等の中もそうした老朽が進みますと、どうしてもそういったものに残塩が取られてしまうというところもございまして、今後、ちょっとどうしていったらいいかということとはなかなか方向性等はございませんけれども、そういった部分もちょっと研究をさせていただいて、そういった部分が、そういったことで各家庭内の古い管を場合によって

は更新をされたほうが、そういった部分についても、残塩等の消毒等についても有効であるということでありますれば、そういった部分の啓蒙、それから、発信もこちらのほうからしていきたいというふうに考えておりますが、少し状況等も調べさせていただいて、今後に活かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 水道の中に職員の給料ちゅうのが入っておるんですけど、これは水道に専門の職員がおられるんですか。おられるんですしたら何名か、その辺を。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

現在、専門の職員、この会計の中に含めております職員は2名を計上させていただいております。

実際には、建設水道課という名前がございまして、併任辞令等を出してございまして、全員が水道の仕事ができるようになってはおりますけれども、会計上、給料と、賃金として計上しておる人数は2人分を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 2人分が一般職の給料という理解でよろしいんですか。その辺がちょっとよくわからんのですが。済みません。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

4ページに給与費明細表をつけさせていただいております。ここの上段、総括の1の一番上の表でございますけれども、職員数が2名というふうに記入してございます。ここの部分に当たる部分が給与費に当たる部分でございます。その下、つらつらと手当の内訳、それから、内容等々を記させていただいております。

ここで2名というところで内容を書かせていただいているというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第3、議案第32号平成30年度吉賀町水道事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前9時53分休憩

午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第33号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 興学資金という名は多分町の奨学金かと思うんですけど、奨学金を受けて町に就職すれば返却しなくて済むと思いますが、それは合ってますかいね。それと、町に就職される全体の、奨学金を受けられたから全体残る率ちゅうのがわかりましたら数字的にお願いしたいです。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ただいまの質問についてであります。この興学資金の関係ですけれども、卒業されて町に戻られて返還を要しないというこういう制度ではございません。返還が免除される規定がありますが、社会福祉士のあちらのほうの制度ということになりまして、この興学資金については返還についてははしていただくという制度ということになっております。

それからもう一つ、この資金を活用された方々の今後の進路といいますか、町内にどれほどの人数というものにつきましても、大変申しわけありませんけれども今手元に数字的なものはちょっと持ち合わせておりませんので、御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第4の議案第33号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第5. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第34号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先般も介護保険料だったかな、質問したと思いますがこの国民健康保険と介護保険とで、いわゆる高齢者になると両方で払うのか、それとも国民健康保険は国民健康保険として払うのかということがちょっと、今複雑なんで判明しにくいんですがその辺についてまず、極端なこと言えば75歳以上になれば介護保険のほうに行くとかいうような形があるんか、それとも保険は保険としてこちらで払うのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

社会保障制度には、医療サービスの適用になる部分と介護サービスの適用になる、この2つがございます。それで医療サービスにつきましては、国民皆保険制度、いわゆる国民であることで皆さんに医療保険に加入をしていただくということになります。

企業等にお勤めの場合は、そちらの社会保険のほうに入られるとか、あるいはそれぞれ共済組合等々に入られることになるんですけども、そういった部分に入られてない方につきましては、現在ですと市町村が運営します国民健康保険のほうに加入をしていただくということになります。

それで、一応そこが74歳まで国民健康保険かその他の社会保険に加入をしていただくということでいっていただきまして、75歳になった誕生日から後期高齢者医療制度のほうに加入をしていただくという、医療サービスのほうについてはそういった流れになってまいります。

もう一つの介護サービスのほうにつきましては、こちらについては、65歳になられたときからそれぞれの市町村もしくは広域連合等々で運営をしておる介護保険のほうに第1号被保険者ということで加入をしていただくという形で、そういった形の整理になっております。

ですから、75歳以上の方は全ての社会保険、国保から離脱をしていただいて後期高齢者医療、島根県が運営する広域連合に入っていただくというこういった流れになっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第5、議案第34号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第6. 議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第35号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。——質疑はよろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑もないようですので、日程第6、議案第35号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第7. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第36号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案については、初日の答弁漏れがあります。6番、大多和議員の質疑で80歳以上の介護保険と後期高齢者医療保険での自己負担額についての質問でありました。永田保健福祉課長のほうから答弁いただきます。永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 答弁漏れについて答弁をさせていただきたいと思います。

予算書の14ページにございます高額介護サービス費に関連する質問でございまして、後期高齢者医療の被保険者と介護保険の被保険者それぞれ80歳以上の自己負担額は幾らになるかという御質問であったかというふうに記憶をしております。

まず後期高齢者医療の自己負担額につきましては、現在1割なりもしくは3割の自己負担部分がございますが、こちらのほうから高額医療費の部分を控除いたしましたものが6,428万4,000円でございます。

現在、被保険者につきましては1,600人ぐらいいらっしゃるわけなんですけれども、お一人お一人の自己負担額を積み上げることが、申しわけございません困難でございましたので、75歳以上の方々それぞれ区分ごとに年齢で占める割合を乗じさせていただきまして、それによる概算での自己負担額ということで算出をさせていただきましたものが、80歳以上の場合4,628万4,000円、おおむね全体の72%に相当するというものでございます。そちらの年齢率を掛けさせて求めさせていただいたものでございます。

同様に介護保険につきましても、こちらについては65歳以上ということになるんですけれども全体で、これは1年間の数字でございますけれども、8,944万円の自己負担が発生しております。

こちらにつきましては、医療と違いまして全ての方が対象にはならず認定を受けられた方が対象となつてまいりますので、現在要介護認定を受けてらっしゃる方の中から80歳以上の

認定率というようなところを導き出しまして、そちらのほうを乗じさせていただきまして算出いたしましたものが7,951万9,000円の自己負担になるという、概算ですけれどもそういった試算のほうをさせていただきましたので報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 19ページの地域支援事業費のうち一番上にあります任意事業費で、説明欄の003の食の自立支援事業費として上がっております。これ配食サービスであるという御説明もございましたが、社会福祉協議会のほうの体制が新年度から大きく変わるということで今動いておりますが、その状況についてお知らせをください。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。今回、社会福祉協議会支援計画等々に基づきまして、4月から一部支援に対する部分を、人件費部分等々を1名分増加をさせていただき、実施をしておるところでございます。食の自立支援事業につきましては、現在その中で補助金という形でコーディネーターの人件費部分の2分の1を助成をさせていただくというものとなっております。

あわせて、これまで調理員の方々の確保といったところに非常に苦勞しておりまして、そういったところから調理場につきましてこれまで2カ所実施をしていた部分を1カ所にさせていただいて集約化を図っていくという方向で臨んでいきたいということでございました。

あわせて、調理に携わっていただく方々の謝礼金という形で、平成30年度からは29年度までは2,600円という形でお支払いをしていたものを、200円増額をさせていただきまして2,800円という形の調理員の方々への謝礼金という形で今回計画をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 調理員の方については200円上がるということですけども、実際に配達の体制なんですけども、今まで七日市と六日市、こちらの旧六日市側ですけどやっていたんですが、今度は六日市でつくってそれをアスノワさんのほうから配達をするというような体制に変更する予定というふうにお聞きをしておりますけれども、そこで大事なのが利用者さんのところに行く時間を基準に配食の体制をとる必要があると思いますけれども、そこら実際には今計画しておられる段階ではそうではなくて、アスノワさんのほうに通われる方の送迎と一緒に弁当を持っていこうという計画で動いているというふう聞いておりますが、大事にしなければ

いけないのは配食のサービスを受ける側のところにもう少し照準を合わせた体制の構築、そのために別途の費用に係る可能性もあると思いますので、そこら辺についてももう少し丁寧に協議をする必要があるとは思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。アスノワを活用したサービスへの変更という点で申しわけございません。説明漏れがございまして、先ほど議員がおっしゃられたとおり平成29年度からアスノワを活用した形の配達も対応させていただくということになっております。

それから、実際に配達をしていただくボランティアの方々への支援ということで、どちらかというところまでは全く本当の無償のボランティアというような形で取り組みをしていただいておりますけれども、やはりなかなかボランティアを確保することも非常に困難になってきているということで、社協のほうといたしましても携わっていただく方々についてはガソリン代というような形で、お一人につき3,000円を謝礼という形でお支払いをさせていただく内容となっております。

現在、そういったボランティアの方への直接的な支援というようなところでは、それ以外のところで現在準備はしておりませんが、今後もそういったボランティアの方々等々の御意見をまたお伺いしながら、配食の自立支援事業実施に向けて必要な部分等々ございましたら必要な支援策等々についてまた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと今の関連でございしますが、今課長のほうから説明にありましたが、配食サービスの2,600円を2,800円にされたと伺いましたが、これは代表者の方であって実際の、責任者ですよ今の調理員の2,800円にしたというのは。

普通の、一人で作るわけじゃないんですよ、四、五人で月木出られますけど、たしか今の話では全員が2,800円のように聞こえたんですが、実際にそうなのはおらんと思います私のほうから見れば。

それと、今私言いましたようによしかの里さんですか、事業所では今のボランティアさんには1,000円とか、幾らかわかりませんが何か支払つとる。社協のほうの配食のサービスのほうでは、今私が思つとるようにたしか無償と思うんです調理員さんは。そこを、以前からそのような話は起きておりましたが、実際に今現在も無償なのか、少しは支払つておるのかというところを再度お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたしました。説明が足りませんで申しわけございません。今中田議員がおっしゃられたとおり、調理員さんへの2,600円が2,800円、こちらになる部分については、現在お二人調理員さんがおられますのでお二人分をお支払いをさせていただいております。

そのほかにも調理ボランティアということで携わっておられる方がございまして、こちらについては先ほど配達ボランティアさんと同様にいわゆるガソリン代、費用弁償的なところで配達の方と同様に3,000円をお支払いをしてるという形に、今現在対応しておる形に変わっておりますので説明させていただきます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） その3,000円というのは、1回ではなしに年間3,000円ということですよ多分。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） そのとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） もう一度お聞きをしますけども、配食サービスの件ですけども、利用者の方にお弁当が届く時間を基準に体制をとれないかという話をさせていただいているわけですので、今のままの計画でいきますとどうしてもこれまでよりも、朝倉、七日市、特に朝倉ですね、地域におきましてはこれまでよりもだいぶ遅い時間帯になるというふうなことが予想されますので、その点はもう一度利用者に届く時間から逆算した中で体制がとれないかということについて、もう一度協議が必要ではないかという質問でしたので、改めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。確かに利用者の方が食事をとられる時間、こちらを基準にしてその辺の調整を行っていくということは重要であると思えます。

申しわけございません。今現在、利用者の方への配達時間等々がどういった時間になっているのかというところを現在把握をしておりますので、その辺のところ社会福祉協議会のほうから聞き取り等々の調査を行いまして、改善が必要だということであれば改善に向けた協議を社会福祉協議会のほうとまた行っていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 17ページの水中運動の需用費についてちょっとお聞きしますが、この30年度も予算がついているということは事業を継続されるわけでしょうが、これも事業負担の収入も入っておりますが、一応ちょっと詳細説明と、この水中運動にして現在利用されている方が固定化しているという話も聞きまして、こうした形をもっと住民の方に多くとられるよう

な、ふえるようなそうした対策についてのこともあわせて聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 水中運動ということで、詳細説明ということでお答えをさせていただきますと思います。

現在、ゆ・ら・らのプールを午前中利用させていただきまして、年間で160回開催をさせていただいているところでございます。そのための送迎のバスの運行でありますとか指導員の確保という形で、こちらについても町のほうで委託料という形でゆ・ら・らのほうにお支払いをさせていただいているところでございます。

それと、プラスいたしまして、人件費部分とあわせて事務費の部分についても助成をさせていただいているところでございます。

そういったものを積み上げましたものが約292万1,000円ということで、平成29年度と同様に高齢者の方々が対象で、ひざとか腰に痛みのある方々を対象にして実施をしておるところでございます。

利用者の方々につきまして、申しわけございません。今現在何名ちょっとおられるかといったところ、実数のほう把握してないんですけれども、人数についてはやはり固定化をしておるといふ議員の御指摘ございましたが、おっしゃられるとおりだろうというふうに思っております。

比較的秋口ぐらいまではいいんですけど、冬場についてはどうしても気温も下がってきたりとか、あるいは雪が降ったりというようなところから参加を控えられて、春暖かくなるまで利用をちょっと控えられるというところがございます。

そういったところで、実際利用者のひざ等々に痛みを抱えてる方については、やはりかなり有効な事業であろうというふうに思っておりますので、引き続き利用者の増に向けて町といたしましてもゆ・ら・らと同様に一緒になって啓発運動、そこについては当然地域包括等々にもいろいろな若返り学校といいますか介護予防の事業の中で、そういったひざに痛みを抱えるとか腰に痛みを抱えるというような方々がおられましたら、そういった方に丁寧に情報提供、説明をさせていただいて、一人でも多くの利用者の方に利用していただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 同じく17ページの地域住民グループ支援事業費で、003番は業務運営関係委託料ということで計上されております。これは地域サロンへ派遣される人の人件費ということで、お聞きしておっていいんですかね。サロンの運営費じゃないですね。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。200万9,000円につきましては、社会福祉協議会の委託料ということでございますけども、この中には社協職員の人件費については含まれておりません。

主なものとしたしましては、サロンに来ていただいて指導していただく方の講師料でありますとか、あるいはサロンのリーダーさんへの研修経費、それから大きいところでいきますと参加者の方の事故等に備えた場合の保険料でありますとか、それから集会所等々で借り上げが必要な部分の助成を行ってあったり、そういったいわゆる人件費を除いたサロンの開催に必要な経費ということで、委託料という形で計上させていただいてるものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 19ページの在宅医療・介護連携推進事業というのがあるんですけど、これ平成30年から始まることなんですけど、どういった事業なのかちょっと御説明いただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。平成30年度から全市町村でこの在宅医療と介護連携推進事業に取り組まなければならないといったところで、平成28年ごろから準備を進めさせていただいてたところでございます。

課題としてありますのが、医療機関に入院をされていらっしゃる方が在宅、いわゆる住みなれた自宅へスムーズに帰っていただくために、医療機関とそれから在宅でのサービスにかかわる事業所等との連携をスムーズに、情報伝達等々も含めてスムーズに行っていかなければならないということで、今現在地域包括支援センターのほうに事務局を担っていただきまして、主には六日市病院と、それから社会福祉協議会の各ホームヘルプステーションでありますとかデイサービスセンター等々のサービスを担当する事業所の代表者もしくは担当者、それとあとは当然行政もそこにはかかわっていかなきゃならないというようなところで、連携のための会議を月1回開催をさせていただいてるというところでございます。

その会議の中で、具体的にじゃあ30年度からどういった形で連携を図っていこうかといったところで、一応予定をいたしておりますのは連携に必要な手段でございますけれども、それを整理をしていこうと。いわゆる様式を、そういった連携のための情報共有を図るための、簡単に言いますと様式のようなものを作成をいたしまして、そういったものを活用しながら病院の持つおる情報をスムーズに在宅のサービス提供者、あるいは開業医の先生に伝達できるような形のツールを平成30年の一応6月ごろをめどに導入をしていく計画ということで今現在進めさせていただいております。

それ以外に、当然さまざまな職種の方がこういった連携に携わっていただくことになると思います。そういった中で、今圏域単位で連携に関する研修会というようなものも実施をしておりますけれども、やはり益田市の事例が中心になってくるということで、今後30年度以降につきましては町内の実態に即した形の多職種のさまざまな専門職を対象にした研修会なども実施をいって、いわゆる施設もしくは病院から在宅へスムーズな流れができるような形の体制を整えていこうといったところが、今回の在宅医療介護連携推進事業の内容でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。質疑がないようです。日程第7、議案第36号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第8. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第8、議案第37号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 7ページの総務費、施設管理費でお尋ねいたしますが、これは設計委託料として放水路の漏水の件で962万円ですか計上されておりますが、ということは30年度は設計をするというだけ、工事はもしするとしたら改めて補正予算を組んでやるという姿勢なんでしょうか。それとももう一度設計して、31年度に調査して対応工事をするという考え方なのかお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） お答えいたします。まず当初の段階で、この放水路の修繕工事に係る設計の予算を上げさせていただいて、新年度になりましたらその設計業務のほうに事務を進めさせていただきたいと思っております。

できればことしの秋ごろに工事着手できるような形で事務を進めていきたいと。それに向けて、工事費については補正で対応していきたいと。できればその年度内の工事完了を目指しますが、ただ今のところ中に管を入れることを想定してありますが、この管の製作にどれぐらいの期間を要するかというところがまだ不明な点がございます。場合によっては年度繰越ということも念頭に置きながら進めてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 6ページの使用料ですが、課税の根拠をお聞きしたかもわかりませんが、お示しいただきたいと思っております。

それと、カーボンプライシングという制度があると思いますけど、この制度を活用しとる小水力発電所があるのかどうか、もし調査されてましたらお示しをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 大庭室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 6ページの使用料についてであります。この使用料、本年度から新たに発生するものでございます。

これは流水占用料であります。河川法に基づく流水占用料を、島根県条例に規定がございます。この県条例の流水占用料の徴収規定に基づいて県が30年度より徴収を始めるということでございます。

それからもう1点の質問のカーボンプライシングですか、申しわけありません、私のほうでちょっと把握しておりません。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この使用料は県条例にうたってあるということでしたけど、流水の占用ということですので1日に何トンとかいろいろな規定があるんだと思いますけど、その辺のところをこの57万円の根拠としてどのような規定があるのかということをお聞きしとるわけです。

○議長（安永 友行君） 10番議員の質問については休憩後に回答していただきますので、ここで休憩いたします。10分間。

午前10時58分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

小水力発電事業特別会計予算の質疑が保留してありますので、これを続行します。

先ほどの答弁残りを大庭室長のほうからしていただきます。大庭室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 失礼します。

まず、流水占用料についてですが、まず河川法の第32条に流水占用料等の徴収等が規定されています。それに基づいて、島根県流水占用料等徴収条例、これの第2条に流水占用料等の額の規定があります。本町の小水力発電を当てはめる計算式ですが、 $1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$ ということになっております。

それから、もう1点の質問のカーボンプライシングにつきましては、私まだ余り承知しておりませんので、今後調査、勉強等させていただいて検討させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ちょっと私のほうから補足をさせていただきますが、前段の流出占用の

件につきましては、実は先ほど室長も申しあげましたように、県が、県の条例にもう沿って一律に徴収をしたいんだということが数年前からお話がありました。今、県の小水力発電協会のほうに加盟しております施設は、当町の施設を含めて10カ所、10の施設がございます。事業形態は、吉賀町のように自治体もありますし、JAも多いということでございます。

いきなりのそういったお話でございましたので、加盟をいたします自治体なりJA、県の小水力の協会のほうでいろいろ議論をさせていただいて、ちょうど私が副町長のころでございましたが、当町のように再生可能エネルギーのほうへ移行したところも当然あるわけでございますが、そうでない、古い施設を使っておられて売電量がままならないという施設がほとんどでございますので、今この時期に徴収をしていただくのは大変困るというような御意見が大半でございました。

そういう意見のとりまとめをさせていただいて、県の協会のほうから島根県庁、それから県議会のほうへ要望活動をさせていただいて、幾らか県が希望する年度からの、これ平成29年度当初からの予定だったんですが、それを1年御猶予をいただいて、平成30年度からということで、県の協会のほうで最終的にそれに応じたということでございまして、当町の場合も30年度から、初めてでございますが、金額のほうの予算計上をさせていただいたということでございます。

それから、後段のカーボンプライシングの件でございます。今から、振興室のほうでもう一回検討もさせていただきますけど、私も以前、活字は目にしたことはございますが、二酸化炭素を排出をしないということで、それを交換をしてそれを税として徴収しようという、こういった制度だろうと思います。ものの本によれば、なかなか自由主義国では難しいというようなことも聞いておりましたので、私も恐らくこの国内ではそういったような制度を導入したところはないというように認識はしておりますが、仮にそういうところがもしあるのであれば、これはまた違う財源として求めることができますので、また担当課のほうで、振興室のほうでそこら辺につきましては十分検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 大庭柿木振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 濟いませぬ、先ほど流水占用料のところでは1点抜けておりました。

先ほど申しあげました数字に消費税部分の1.08を掛けたものが流水占用料となります。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほど町長の説明もありましたが、御苦労はわかるんですが、今、再生可能エネルギーに、原発が反対ということで切りかわろうという時代の転換を迎えているときに、県が河川を管理しとるからその費用もかかるというのは重々承知しとるんですが、そのような時代の流れの中で、こうして水力という非常に、最も効率的なエネルギーを生み出す方

法として、将来的に伸ばさねばいけないという分野のところでは課税をするというのは、少し流れに逆行しているのではないかとということで質問をさせていただきました。

ぜひ、いろいろな面で、そういうことも県のほうに訴えていっていただきたいと思います。

それと、もう一つ懸念がありましたのは、これが農業用水、工業用水、工業用水は今課税されとるんかもわかりませんが、そういうところにまで権利をかざして介入してくるようなことになっては困るということで質問させていただきましたので、ぜひ県のほうにもいろんな機会がありと思いますので、訴えていっていただきたいと思います。要望です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第8、議案37号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留して、次に行きます。

日程第9 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案38号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留をしてあります。これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 予算書のことではないんですが、昨年、私一般質問で下水道のことについてちょっと質問させていただきました。先日も8番議員さんちょっと言われておりましたけれども、下水の工事が全然ない地区もあります。

そこで、昨年の答弁の中で、何かあればその辺のお話し合いをして何とか検討したいというような、ちょっとあったような気がするんですが、このことについて、予算に計上すると言われたんじゃないんで計上はしていないんですが、その辺の個人の財産にかかわることなんでできないということもありましたけど、30年度にですね、例えば10軒でもこう固まってこういうふうなことをやりたいんだというようなときには、担当者の方が現地に赴いて、こういうふうにしたらどうだろうかというような相談、相談というか話だけ聞かれたちゅうのもやれんですが、何かこう、その辺のお話にも乗っていただけるということでよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在、集落密集しているところについては、整備はもう終わりましたという町長が答弁をさせていただいたところがございます。

そういったところで、その他のほうについては個別合併浄化槽で対応したいということでござ

いました。中田議員の質問の中にも、したくてもできないところもあるという御質問もございました。至極わかる内容でございますし、そういった部分を下水道を設置したいというその皆様方の思いもあろうかと思っております。

そういったところで、例えば協議をしたいとか、質問をしたいとか、いろんな情報提供してくれていうところで、集落とは言いません。皆さんの御要望がありましたら、我々が出かけて行って説明させていただくというのはやぶさかではございませんので、もしそういう御要望がございましたらぜひ建設水道課まで情報を寄せていただけるのだったらと思っております。

こういう方法があるから、これも絶対大丈夫だというなかなか提示ができないかとは思いますが、ただ、一緒に条件とか、それからこんな事業もありますということも紹介できる場合もありますので、ぜひその場合には御相談をいただければというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 今の一般質問なんで。質疑ですか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 結局歳入に1億3,000万円ばかりの一般会計の繰入金というのがありますので、税金投入、当然されておるわけなんで、今の返答にしっかり配慮していただきたいということの要望です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 施設管理総務費で4,500万円の計上があります。今後、将来考えたときに加入率等々のことも考えまして、金銭のことも含めまして、そのバランスのこともあるんですが、予想されるこの管理費に対しての修繕費、補修費、設備保守委託料等とありますが、その辺の予算の関連で、大体1年のこれぐらいいるんだと、そういう試算がありますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

大体かかりますものが、浄化センターの維持管理それからマンホールポンプ等の定期点検。そういったものは必ずかかってまいります。そういった部分につきましては、経常的にかかってまいりますので、そういった部分が必ずかかってくるものというふうに思っています。

試算がありますかということでは、試算がございませんというのがお答えになりますけれども、大体かかってまいりますものは、今申しましたとおりに浄化センターの維持管理費そしてそれに付随します管路の維持、修繕といったものがかかってまいるというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 8ページの施設管理費のところですが、002で、総務費のところ自動車損害保険料というのが、小さい金額ですがあります。それと、下のほうにもう一つ

今度は建設水道課として、自動車の損害保険料というのがまた出てくるわけですが、その辺、これは車は2台あるかと思いますが、どういうふうな振り分けをされておるのかなと思うわけですが。

総務課分と建設水道課分というのはどういう振り分けになるんですか。水道事業の中で出てくるというのがですね、下水道のほうなんで、下水道のほうじゃないかなと思うわけです。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 下のほうにあります002のほうに計上されております2万9,000円、自動車損害保険料、これにつきましては自賠責の保険料を計上しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えをさせていただきます。

先ほど今、建設水道課長が申しあげましたけども、下側のほうは車検のときに支払う自賠責の保険でございます。上のほうの保険料は、総務課のほうで予算要求しているという意味でございます。これについては対人、対物とかそっちのほう、任意保険、車両の任意保険がこの1万9,000円の自動車損害保険料でございます。

○議員（5番 中田 元君） 損害保険料というのは……。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） これは、建物とかこちらのほうに係る保険料が損害保険料で、自動車の任意保険が上の自動車損害保険料でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 結局、総務課管理のほうでするのが任意保険ということですよ。これを、わかりにくいと思いますが、この建設水道課で上げるというのはおかしいんですか、この分類というのが。総務課と建設水道課に分けるといところが、なしてわけにやいけんのかという。結局、任意保険は総務課、自賠責は水道課というようにわけちよる。そうすると、どこの事業所も皆こういうふうになつとるといことなんですか。例えば、保健福祉課であろうと、町民課であろうと、車があるのはこういうふうに分かれとるといことなんですか。ほかをちょっと見ていないので、今ここで私の感じたことなんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。町有の建物とか公用車については全て総務課のほうで事務をやっております。ですので、総務課のほうで予算も要求しておるといことございまして、あと、車検とかいうのはそれぞれの担当課のほうで車両の管理をやっておりますので、担当課のほ

うで予算も計上します。ですので、これちょっと分かれたような格好になるんですけども、ですので庁舎内の車両であれば、教育委員会であろうと保健福祉課であろうと全て総務課のほうで予算を計上します。

建物についても同様でございます。建物の保険は総務課のほうでやります。ですので、よく賠償請求があったときに総務課のほうで答えをしておるのは、そういう意味でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第9、議案38号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算の質疑を保留して次に進みます。

日程第10. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案39号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第10、議案39号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案40号平成30年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案について、3月9日に答弁もれがありましたので、それについて答弁いたします。

11番、藤升議員の質疑で、普通交付税の減額幅についての答弁です。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、お答えさせていただきます。

質問の内容につきましては、平成29年度から平成30年度にかけて、いわゆる交付税の段階的な縮減がなされていると、その額についての御質問というところであったと思います。その額につきましては約900万円というところを見込んでおるというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、答弁もれの回答です。

本案については、歳入の質疑は先般行いましたので、きょうのところは歳出の質疑を行います。歳出は2つに分けて質疑を行いますので、最初に、歳出の31ページから70ページまでの衛生費まで、及び120から125ページ、最後の給与費明細等関連がありますので、最初にそれを

行い、その後、歳出の71ページの労働費から119ページまでを2つに分けて行います。

なお、時間があれば歳入にもう一度戻りますので、よろしくお願いします。

それでは、最初の31ページから70ページまでの衛生費までの歳出の質疑を行います。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、歳出の37ページの財産管理費で、007の普通財産整備事業費で、柿木のバス待合所の多目的トイレでございますが、設計から工事に至る、現状におけるスケジュールをお示してください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、お答えいたします。

はっきりと、例えば何月ごろの竣工というところまでのスケジュール立てにつきましては、現在持ち合わせてはおりません。初動のところを、今考えているところを少し付け加えさせていただきますと、本議会についてこの予算について御了解をいただけるということになりますと、後にまた、4月に入りまして地域の方、振興協議会ですね、そちらのほうと一度話し合いの場といえますか、予算のことも含めて報告もさせていただくというところをまず最初に考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 44ページと、それから参考資料の69ページなんですが、ふるさと応援基金、交通安全対策費でございますけれども、免許証の自主返納というのが参考資料のほうに30万円の予算がついております。これは、一昨年の秋からかな、実施されたかと思いますが、30万円が29年度も30万円の予算がついておりました。30年度も今、予算が30万円ということでございますが、もう、1年ちょっと、この制度ができてから経過しとるわけですが、30年度も同じ金額ということで、29年度ですね、実質的に何名の方がこの制度を利用されたかというのを伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変申しわけありません。正確な数字ということにはならないところなんですけれども、15名前後の方というふうにお聞きをしておるところでございます。そういう状況を踏まえまして、結果的に平成30年度の予算要求につきましては、60万円の予算計上させてもらっています。というところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 15名ぐらいと、まだ年度が終わっておりませんので、はっきりは出ないと思いますが、実際1年間で15名が多いか少ないかというのは、私の言えると

ころじゃないんですが、できるだけ返納される方が多いほうが、交通安全の面から見ればいいと思います。実際に30年度も公共交通のあり方ということで検討されるそうですが、この制度自体が、その15名というのが、今3万円のバス代というものを、交通会社のほうに、柿木交通と六日市交通ですか、そのほうに支払われておると思うんですが、これを例えば30年度からでもですが、その3万円というのを、当初から言われておりましたけれども、個人でタクシー券にでも使える、また、バス代にでも使える。そうすると、この制度をもう少し利用者がふえてくるんじゃないかと考えますが、その辺のことを、もう予算ができとる段階で言うのもおかしいんですが、そのようなお考えをなされたのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） 本制度をつくる際に、もろもろの検討は当然いたしましたけれども、そのタクシー券等との、どう言ったらいいんでしょうか、その制度をつなげるというふうな、そうしたところまでは考えは及ばなかったというところがあると思います。恐らくこれは、この自主返納のこの制度そのものと、それからまたタクシー券等のその制度ですね、本当にそれを合わせるのがなじめるのか、なじめないのかということころは、やはり整理しておく必要があるとは思いますが、現時点で申し上げるならば、なかなかそこを一緒にするっていうところは難しいのかなというふうには思うところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） なじめるか、なじめないか、やってみんとわからんかと思うんですが、ぜひ、もう少し、せっかくできた制度でございませう。県下のほうも、後からまたできたような地域も、町等もございませうので、ぜひとも、そうするとバスがないところもタクシー、金額的には3万円ということで、返納された方もなかなかバスだけというのもなかなか不自由で大変だろうと思います。ですので、バスの交通券にも使えるし、それからタクシーにも乗れるというような制度をですね、ぜひともこの30年度、2年目を経過していきますので、30年度中でもぜひ御検討いただきたいと思ひます。

以上です。要望になりますが。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私も45ページの地域公共交通対策費についてお尋ねいたします。

地域公共交通については、たしか30年度で調査して31年度で協議して、32年度ぐらいからというような、何か方向性を聞いたような気がするんですが、もう一度、そのあたりで整備の考え方というんですか、地域公共交通について、どのように考えて進めていくのかということについてお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件につきましては、前回の質疑の中で申し上げたと思いますが、今の予定では30年度、今回のこの予算を御可決いただきましたら、直ちにニーズ調査等を、詳細な調査をさせていただきます。その折には当然、住民の方の御意見もお伺いをする機会も当然あるわけですが、1年間かけてしっかりニーズ等の調査をさせていただいて、31、32年度で制度設計をさせていただいて、今の予定では予算の編成をする段階ではというお話ですが、33年度当初からという予定でございます。

ただ、前回申し上げましたように、ニーズ調査を終えて31年度と32年度の制度設計が思いのほか早く行けば、当然それは前倒しをして、新しい地域交通のあり方を、運用を開始するというところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ニーズ調査が必要だ、1年間十分調査すると言われておりますが、一般質問でも別の議員からも、地域公共交通のあり方についていろいろ質問が、いろんな地区であったと思うんですが、もう少し早い整備というんですか。もう少し、この吉賀町の庁舎がある六日市庁舎と柿木庁舎を直通で結ぶのは、基本的には益田にあるバス会社しかないような気がしとるんですが、もう少しこの地域公共交通で、六日市と柿木をもうちょっと連絡する、スムーズに連絡できるような方法ということでの、一日も早いことが望まれているのでは、住民の方は望んでいるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然、スピード感を持って、事業の精査は当然させていただこうと思います。

それから、一般質問のときにもどなたかの質問でお答えをしたかもわかりませんが、ただ単に旧六日市町エリア、旧柿木エリアという縛りではなくて、やはりいきめの行く、使い勝手のいい交通体系ということになりますと、ある意味公民館単位、蔵木、六日市、朝倉、七日市、柿木、このぐらいのやっぱりエリアで考えまないと、実際住民の方の使い勝手を考えたら非常に難しいと思います。一律のエリアで考えるとですね。というのは、結局社会資源の、要するに多い、少ないも違いますし、利用される方の数も違います。それから、利用の頻度も含めてですけど、何を必要としておられるのか、そういったところが随分違うわけでございますので、ある程度、私はイメージを持っているのは5つのエリアぐらいで考えていかないと、実際運用を始めたときには難しいかなというふうに思っております。

そういったところをしっかりと精査をさせていただくという、ニーズ調査の部分ですけど、それをもう、1年間もしっかりかけてやらせていただこうということでございます。

後の制度設計につきましては、当然、申し上げましたようにスピード感を持って、制度設計に努めてまいりたいということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、地域公共交通のところですので、同じく45ページの、その下のほうにあります調査分析委託料で今の分が出ておりますが、調査の対象とする人たちってというのは、人も場所も地域も全部含めてになりますけども、特に人の部分で、どういう人たちが対象になっていくかをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の、調査対象ということでお答えさせていただきます。

全員協議会の資料で、年次計画をお示しさせていただきましたが、30年度に行う公共交通に関する現況整理、利用実態調査、ニーズ調査の内容についてお答えさせていただきます。

濟いませぬ、順番が前後しますが御理解いただきますようお願いいたします。

利用実態調査としましては、現段階において考えていますのは、バスの乗降調査。実際に乗る方がどういう方か。利用実態分析、どこからどこへ利用しているか、時間帯。それと、それに伴う交通事業者への聞き取りを予定しております。

ニーズ調査としましては、まずは住民アンケート調査。全世帯にはならないかもしれませんが、抽出して行うよう予定しております。

あと、具体的に相談を受ける各種委員会。例えば民生委員の方への聞き取り調査。その後、関係機関への聞き取り調査。具体的には六日市病院とか学校とかが対象になろうかと思いますが、その調査を行いたいと思います。

それとは別に、また自治会で現在、具体的に検討している自治会もございまして、そういうところでどういう課題が出ているかというのを、先ほど町長も申し上げたとおり、公民館単位等で聞き取り調査を行いまして、できるだけ実態に沿った把握ができるように、30年度で努めていく予定でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、一般の人たちの対象ということでお聞きをしているわけですけども、全世帯にならないかもしれないということで、対象の年齢層を一定区切って調査になるのかどうかということをお聞きしたかったんで、その点もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

対象としましては、先ほどのバスの乗降調査を行います。ある程度、実際に乗っている人の実

態調査と、あとアンケートにつきましては、高齢者を中心に回答してもらおうと今考えてはおりますが、ここにつきましては、支援コンサルタントと相談しまして、実になるようなアンケートにしたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ここで、昼休み休憩にして、午後再開をいたします。

午後1時から一般会計についての質疑を再開いたします。

休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の一般会計の歳出の最初の31ページから70ページの衛生費まで及び120ページから125ページを続けて質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 43ページの003の空き家家財等処分推進事業補助金というのがありますが、これが、説明でも聞いたかと思うんですけど、要するに空き家バンクに登録した家の家具を、人に貸すために中の家具を処分するということと思うんですけど、1軒10万円と聞いたと思うんですけど、10万円まで。もし、金額違うたら、また言うてください。処分するのに、ルール。要するに、人の家の家具、元財産。まあ、今のところ財産じゃけど。それを処分するのに、ルールのものがあるのかどうかということなんです。というのは、これ全部処分してくれという場合もあろうし、それから立ち会いで、これはちょっと残しといてくれとか、そういうのがあるのかどうか。

それと、他人のプライバシーの問題。例えば、これ恐らく、何とかバンク……。バンクじゃない——まあ、ええ、後から思い出すが。誰か何人かが行くと、あそこの家はええのがあるのとか、こねえな生活しちよるといわれるのをずっと言われると、ちょっとおもしろくないんじゃないかと思うんです。そういうことがないような、そういうのがあるかどうか。

要するに、ルールのものがあるか。とにかくもう10万円ほど出すけえ、ずっと片づけなさいということなのかどうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。空き家家財等処分推進事業補助金の内容ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この補助金につきましては、空き家バンクに登録された物件につきまして、空き家の家財等の

処分に要する経費の一部を交付するというものでございまして、対象経費は最大10万円で、該当する空き家に対して1回に限り交付するというようにしております。

詳しいことはこの補助金交付要綱で定めておりますので、また御確認いただければと思いますが、例を申し上げますと、例えば空き家バンクに登録した方が、家の家財を片づけたいということで本人様が役場に相談もありますが、本人様が事業者等用意されて、いわゆる一般廃棄物として処理するものを適正な事業者に残していただくというものでございます。

処分に当たっては、ごみ処分の法がございまして、適正に行っていただくことが条件になります。よくある例としては、そういう許可を持っている運送会社に頼んで、家から運び出すのをシルバー人材センターに頼んで行うという例が多くあります。

その中で、立ち会いに関しては、本人様が立ち会う場合もありますし、こちらのほうへ全て依頼される、遠くに住んでおられる方は依頼することもあります。残すもの等の指示につきましては、本人様が確認しているというところでございます。

家の状況が外に漏れるということですが、我々につきましては守秘義務というのがございますので、個別のことを外へ向いて話すことはないと思っております。

それと今の一般廃棄物の処理につきましては、担当いたします税務住民課長から説明申し上げます。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） そうしますと、どのような流れで処分しているかという部分について説明をさせていただきます。

一般廃棄物ですので、持ち主は運ぶことができるんですが、他人はそういうことができません。町が委託した業者または一般廃棄物の処理の認可業者ということになるわけですが、それは吉賀町の中にはそういった業者がないですから、一般廃棄物を運ぶ、運送を委託した業者が数社あるわけですが、その人に頼んで、費用については持ち主にお願いしておりますが、とりあえず町がその業者、大体六日市だったら、今委託しております吉賀運送さん、柿木でしたら、粗大ごみの委託をしております田原資材さんのトラックで運んでいただいて、不燃物の処理場まで持って行っていただくということ。それで、片づけについては、シルバー人材センターさんとかが片づけて、家の前を出しておいていただいて、それを一般廃棄物の運送の指定業者に役場のほうで委託すると。

一応、費用については、雑入という形で事業者さんからいただいておりますが、その運送費用について、町の予算、委託金の中から払っているというのが現状です。そういった処理の仕方を2年、そういったことを行っているということでもあります。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 済いません。1点、説明不足がありましたので、補足させていただきます。

補助金交付要綱の規定により、空き家家財等処分推進事業の補助金を交付する対象者は空き家の所有者ということになっておりますので、申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） それで、さっきシルバー人材センターしか出なかったんですけど、大体、町がやる事業じゃないけど、補助金出すから、ほとんどがシルバー人材センターかと思うんですが、先ほどお聞きしたのは、ルールというのは、あそこはあねえもんがあったとか何とかということ。町としては守秘義務がある。実際にその現場でやられる方はどうかと思うんです。

それと、一般廃棄物じゃから、その中に、処理するつもりで行ったら、例えば農薬があったりとか、それから消火器とか、そういう危険物。農薬なら毒劇物とか。そんなもんひっくるめて処理するかと思うんですが、専門業者じゃないから、そういうことがよくわからないかと思うんです。それで、その辺のマニュアル的なもんがあれば、危険がないかと思うんですが。

それと、さっきお聞きしたのは、プライバシー。ああ、あそこにはええもんがあったのうとか、こねえもの使いよったとか、そういうものが——まあ、めったにないかもわかりませんが、何かあったら。本人さんはその家におらん場合もあるかわからんけど、親戚なんかもあるわけなんで、あねんこと言われてもろうちや困るのというのがあらんかもわからんから、その辺を徹底してもらわんといけんのじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

家財を処分するときに、いろいろ外注することも多いことと思います。例えばどこの会社を使うというのは、あくまでも所有者と事業者との契約になりますので、運搬以外は、我々がどこにしないか、あそこにはしないかということは特段勧めているところではございませんが、個別のことを外に言うか言わないかは、ちょっと言われたかどうか把握しておりませんが、そういうことがないように、行政のできる範囲で注意はしていきたいと思っております。

農薬とかの話が出ましたが、特段、現在のところ、これに関する違法行為があったとは今は認識はしておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 要するに、危険物、これ、一般の方はよくわからない場合があるかと思うんです。消火器なんかも、ついそこにあるから、安全なと思うかもわからん。これ、

大変な危ないものなんです。バンとなりますからね、古くなると。中にものすごい圧がかかって、それがぱっと飛ぶわけじゃから。それを解体するのは、なかなか。一応、これも資格というのが。

それから、農薬なんかも、本当、小瓶に入ったようなものがあるわけです。普通は、その農薬なんかにも毒物があるわけです。それが少し残ったやつを一緒にして、あっちの不燃物のほうに行ったりしたんじゃ、ちょっと。まあ、あんまりないかと思うんですけど。瓶のうちならええけど、出たら。

自動車のバッテリーなんかも、あれも普通は大丈夫やけど、液が漏れたら、あれ、硫酸ですからね、希硫酸。だから、かかったときにすぐ洗えばええけど、置いといたらもう必ずぼろぼろになるとか、ついてそのまま置くと炎症を起こすような。

そういうふうな、今、いろんなもんがあるから、その辺の規則的なものがあるかどうかというのを聞いたわけですが。それがなかったらつくったらどうかということです。どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

もう既に数十回、そういった片づけ等はされておると思うんですが、そういった農薬とか消火器についての相談は、税務住民課のほうには特にない状況です。

不燃物処理場も処理できないものは受け取りませんので、そういった部分はお持ち帰りいただく。

それから、委託された業者もそのことは十分承知しておりますので、不燃物の処理場に農薬とか消火器の古い部分が出るといったことはない。

その辺については、やはり適正な処理を持ち主の方に指導していく必要があるだろうと、そういう相談があった場合は必要があるだろうと思いますし、消火器等についてはそういった処理専門業者のほうへ委託してもらいなり、農薬等については、農協等が年に数回行います処分のおきに出していただくような指導等は農家の方のほうにはしているところですが、片づけの中でそういうものが出た場合も同じような指導をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 42ページの007の電源立地地域対策事業費ということで、建設工事費と解体撤去工事費が上がっております。約800万円上がっておりますが、参考資料の67ページのところ、建設工事費は学校遊具の設置工事、また解体撤去は既設遊具の解体撤去工事というふうに上がっておりますが、これはどこの学校に何の遊具を設置する、またどこの学校から危険なので解体撤去するというふうなことが具体的に決まっておればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） それでは、電源立地地域対策事業費の関連でございます。

これにつきまして、今、遊具の関係で御質問だと思いますけども、これにつきましては、遊具の点検を実施をしております、その結果で危険と思われる遊具について撤去して、また新たに設置をするものでございます。

まず、撤去でございますけども、学校名でいいますと、蔵木小学校、六日市小学校、朝倉小学校、柿木小学校、六日市中学校、以上の5校で遊具の撤去を計画をしております。

内容的には、ブランコであったり、タイヤ、あと丸太、あと一輪車の練習台、それから鉄棒、平行棒、それから六日市中学校のソフトテニスの支柱とか、そういったものでございます。

それから、遊具の設置でございますけども、これにつきましては、今言いました蔵木小、六日市小、朝倉小、柿木小、六日市中で撤去したところで実施をするということでございます。これにつきましても、撤去したものの、ブランコであったり、一輪車の練習用スタンドであったり、鉄棒であったりといった、撤去したものを設置するというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 関連になるわけなんですけど、昨年度、七日市小学校の提案によりまして、正国公園に遊具が2基設置されまして、セレモニーなんかも行いまして、非常にいい施設と思うんですが、これ、5歳以上の適用というふうに表示してありますが、そのとき、前町長が、屋根つきの砂場をつくる予定だということを本会議で述べられましたが、その後、全く話がないので、新年度予算に屋根つきの砂場につきまして設置をする予算が計上されておりますかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の屋根つきの砂場ということの御質問にお答えいたします。

この砂場につきましては、平成29年度予算におきまして予算化いたしまして、既に発注をしております。もう物はそろっているんですが、ちょっと今、現地の河川浄化等を行っておりますので、それと調整しながら、近いうちに設置できると思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 48ページの選挙関係ですが、説明欄の下から2番目、業務運営関係委託料で、ポスターの掲示場ということだと思いますが、実際に掲示をするに当たっては資格を必要としております。この有資格者、町内でふえるような支援も必要かとは思いますが、そういう点、新たな資格をとるようなことというのは取り組んでいくのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 選挙の予算の関連での御質問であります。

ここに計上させていただいたのは、あくまでもポスター掲示場に係る経費について予算計上させていただいております。

御質問の内容については、いわゆる屋外公告物の関係の、それを取り扱える業者さんをとってお話かと思えます。ちょっとこの点については、今、明快な回答ということにはちょっとなりかねるというふうに思っております。申しわけありませんが、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 43ページの通信運搬費というのがあるんですけど、これは各事業ごとにほとんどが通信運搬費ちゅうのが出てきとるんですけど、ちょっと詳しい説明、どういう内容なんか、済いませんがお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えをいたします。

通信運搬費というふうに表現させていただいておりますけれども、この中には幾らか、さまざまといますか、何種類かのものが入っております。主立ったところを申し上げたいと思っておりますけれども、いわゆる電話料というもの、それから郵券料、郵便代ですけれども、そうしたもの。恐らく、大体ここいら辺がほとんどの通信運搬費には、その中に入ってくる。電話料とか、いわゆる郵便代、そうしたものがここに含まれるというふうに見ていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 電話代というのは、固定電話のこと。それとも、携帯なんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えします。

固定、それから携帯、両方含まれるというものでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は、できれば、町の議会もタブレットを導入してもらえればいいなと思っておるんですが。

参考までにお聞きしますが、今、3月、6月、9月、12月と定例議会、それから臨時議会と、いろいろ議案がこうやって紙で配られておりますが、その紙代というのは、この議会費の中の消耗品費の中で含まれておると――議員に要する分ですよ。執行部側は別として――ということで考えとってよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） この議会に提出する、町長からさまざまな議案なり何なりを提案をさせていただく、その際にペーパーを用いるわけですが、そのときのいわゆるコピー代、コピー用紙代というものに関しましては、総務管理費の一般管理費というところで予算計上をいたしておるところです。予算書のページで申し上げますと、32ページの002一般事務事業費、およそここに予算が含まれてくるというふうに見ていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 43ページ、005地域おこし協力隊事業費、この中にあるんですが、地域おこし協力隊員ということで、これ、人件費かと思うんですが、何名か。

それと、この事業は産業振興の一環ということであろうと思うんですが、説明ではシイタケとお茶、これをブランド化とかそういうふうなことじゃったかと思うんですが、シイタケとお茶だけかどうか。説明があったかと思うんですが、これ、どのぐらい、何年かかってやるのか。

それと、協力隊の人は、そういうことの専門家なのかどうか。ほかにもそういうことをやるのかどうか。私の一般質問でもちょっと言ったんですが、ブランド化というのを町長言われたわけですが、ブランドというのは私ようわからんですが、昔はメーカー一品とか何とか言いよった、そういうこと。要するに、高級品とかちゃんとしたもんという意味かわからんですが、シイタケとお茶だけをやるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。地域おこし協力隊、これ、御存じのように、全国的にはいろいろな活動をされておられると思います。

吉賀町の場合、このページにあるのは産業課分ですが、これにつきましては、いわゆる農産加工を中心にしたブランド化を進めようという人間を1人雇っております。それから、有機茶、これで1人雇っております。それから、菌床シイタケ、これを町の基幹産業にしようということで2人雇っていましたが、この2人が、ことし3月でもうやめることになりましたので、新しい人間を1人、4月から入れることにしております。

さらに、菌床につきましては、新規募集を1名かけておるという状況でして、現在おる人間は、ブランド化が1人と有機茶が1人、それから4月から菌床に、決まっておるのが1人と募集をするのが1人ということで、4人の雇用の人員を上げております。

それと、何年かということでありましたが、地域おこし協力隊は期限は3年です。3年以内です。専門性を持って、別におってもおらなくてもいいんですが、お茶に関しては、そのお茶の関係でずっとやられてきたので、インストラクター等もされておりますので、専門性はあろうかと

いうふうに思っております。

ただ、菌床につきましては、全く別の仕事をしておられた方が、こちらに来て、菌床を学ばれたいということで始められたんで、専門性は持ってはおられません。

ほかにはありましたかね。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 3名か4名、4名になるということじゃったんですが、それと専門性は余りないかもわからんということですが。

私、一般質問で聞いたときに、研究者というのは何か一般的でないように思われるかもわかりませんが、例えば菌床にしても、今、エポックかな、あそこでやっとなるかと思うんですが、菌床の場合、私も個人的には経験があるんですけど、おがくずをやって、それに植菌して、殺菌して、培養して発生さすということですから、地元にもそういう人がいるんじゃないかと思うんです。それ専門の方じゃったら、ただその専門性を。言いたいのは、地元にもそういう人がおられるから、そういうふうな、研究者じゃのうてもそういうことをされる方をというふうに言うたわけです。

それで、お茶の場合も有機茶に限定されるんですかね。今、有機栽培でできたお茶をブランド化して、それで何とか売りだそうということかと思うんですが、そうですかいね。要するに、シイタケはええですが、有機茶はそういうことでやられる、具体的に。特別なほかの茶をつくるというんじゃないしに、有機茶にこだわってやるということですか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

このお茶の振興をやってみようというのが、白谷にあります茶園がありますが、そちらが有機でやってこられたという話がありまして、なかなか後継者もないということで、そちらの振興をやっていこうということで有機茶ということで始めておるわけでした、特段、有機茶にこだわっておるわけではないですが、この吉賀のお茶を一つのブランドにもっていけないかということで始めたということです。

それと、地域おこし協力隊自体の本来の目的が、都市部の方をこの地方にきていただいて、そして住んでいただくというのが最終的な制度の目標ですんで、専門性とかそういうとこをあえて持っておられない方のほうが多いと思いますし、またこちらにいられていろいろ学んでいただいて、いろいろな各分野の担い手になっていただきたいというふうなことだと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 今、課長が言われるように、これはやっぱり国の制度ですかね。だから、補助金というか、それもついて回るかと思うんですが。

それと、今、白谷ですか、やっておる茶園が前から有機栽培やっておられたからというので、後継者がいないからそれを何とかと言われたんですが。同じやるんなら、お茶をとことんやって、この前ちょっと試食品じゃないが、あれで紅茶をつくっておられた。何か要するに、普通のお茶でない。もちろんお茶もじゃけど、紅茶を——紅茶じゃないから紅茶風なんでしょうが、確かに紅茶の香りと味がしたから、これはおもしろいかなと思ったんですが。

そういうふうには何か目標を持ってやらんと、ただお茶の振興とか何とかだけじゃ物足りないんじゃないかと思うんですが。要するに、こういう新製品をつくるという目標を持って、できたらそれを一般に広めて、それでそれをブランド化すりゃええわけで、そこまでやらないと、今、都市の人をこちらに受け入れるだけでは、ちょっと目的と産業振興とがうまく合わんのやないかと思うんですが。

要するに、目標持ってやられるかどうか、もうとにかくそういうことだけやればということやられるのか、ちょっとその辺を。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） まず、財源のほうですが、国のほうが10分の10ですが、特別交付税で措置しております。

それから、紅茶の話が出ましたが、紅茶に限っただけではなくて、ほかの商品もつくっておりますが、それは、それじゃすぐ爆発的に売れるとか、そこまで行つとる状態では今のところはないです。

全員協議会でもお話をさせていただきましたが、今から町を売り出していく、要はブランド化をトータル的にやっていくと、そういう中でもお茶も一つの商品になる可能性は大きくあると思いますんで、商品開発等は今から先もいろいろやっていきたいというふうに考えております。

（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 予算書の43ページです。参考資料のほうは68、69、2点お伺いいたします。

空家再生事業、先ほど家財のほうを言われておりましたけれども、参考資料によりますと、昨年より予算が600万円の増額となっております。この補助金が50万円、100万円というのが所有者、利用者が100万円と150万円というのがありますが、600万円ふえたということは、毎年空き家バンクの登録をしてくださいということがいつも放送とか広報等に出ておりますけれども、この600万円ふえたということは、そういうふうなものがふえたと思われましてけれども、何件ぐらいこれがふえておるのか、お聞きしたいと思えます。

それから、次のふるさと創生基金の繰入金というのが69ページのほうに参考資料のほうにあ

りますが、その中で、事業概要というところに——企業の誘致事業費ですね、43ページの。事業概要に、創業した企業の事業活動を支援し、産業の振興及び新たな雇用機会の拡大を図りますということが掲げてあります。このとおりに読めば、雇用機会の拡大と振興ということなんですが、実際に私、これ読んだだけじゃ中身がよくわかりませんが、具体的にはどのような事業をやっておられるのか。金額的には、昨年よりは、予算的には200万円ばかりの減額となっておりますが、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 2点の質問ということで、ちょっと数字の詳しいことということなので、概要でもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）概要で説明させていただきます。

まず、空き家再生事業でございますが、今回1,700万円計上しております。昨年度の当初が1,150万円だったと思いますので、約600万円ふえております。

この内容につきましては、一昨年度から、移集支援員ということで2名の方に、特に地域の空き家の確認や所有者との交渉など直接行っておりまして、28年度で新たに空き家バンクの新規登録が実績として31件ございました。それまでには10件程度でずっと推移しておりましたので、御指摘のとおり、空き家情報バンクの登録件数がふえているために、この補助を利用する方もふえているということで予算に反映させていただいております。

先ほどの2点目の企業誘致の関係でございますが、予算が減ったというのは、特段企業誘致数が減ったというわけではございませんで、29年度は投資的経費の補助金、投資に関する補助金を予定しておりましたが、30年度はそれが現段階において予定がないため、それに関する減額分でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の2点目の件ですが、事業概要には、創業した企業の事業活動を支援というふうに掲げてあります。そうすると、今、町内にも、もう大分何年もやられておられますので、もう地元の企業のような気でおられますけど、その事業活動の支援というのは具体的にどのようなことをされておるのかと思うわけですが。例えば、設立当初でしたら、固定資産税をぱんと免除するとか、そういうようなことがあったかと思うんですが、それを現在も、もう何十年たってもまだやっておるんだとか、そういうふうな、結局具体的なところは何かということをお伺いしたいんです。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼しました。具体的なところということでお答えさせていただきます。

後段で議員から指摘ありました固定資産税の免除という件につきましては、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に規定してあることと思われませんが、この条例によりますと、製造業とソフトウェア業、旅館業が、ある一定額以上の投資をした場合に3年間の固定資産税が免除されるという規定でございまして、記憶が確かであれば、まだ町内で利用したところが現段階はないんじゃないかなというふうに思っております。

資料によりますと、企業立地促進助成金等でございますが、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱に規定するものをここで予定しております。内容につきましては、これはメニューですので、予算化されているかどうかは別にしまして、企業立地奨励金、いわゆる新たに來られた場合の経費の一部、それと設備投資補助金、新たな設備投資をした場合の補助金、雇用利用促進奨励金、新規雇用が生じた場合の助成金、事業所等の賃借料の補助金、インターネット回線等利用の補助金等を、新規に來られた場合に補助をしているものでございます。

今年度におきまして計上していますものは、事業所が新たに28年度、29年度立地しておりますので、そこに対する家賃助成、それとインターネット回線助成、それと、これからになります新規雇用の助成、それと一部、ソフトウェアの製造業が今立地するよう協議をしておりますので、そこに対する助成金を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後1時48分休憩

.....

午後2時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出を分けたところですが、最初のところを、質問のある方はしていただいたらと思います。そろそろ次の歳出の後半部分に移りたいと思います。

70ページ衛生費までの分で、もう少し質疑をとという方はしてください。よろしいです。

あすの質疑は、時間は、ある程度はありますので、後半部分の歳出の71ページの労働費から119ページのほうに移ります。

後半部分の歳出の71ページ労働費から119ページまでの質疑を、これより行います。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっとページ数を示すのが、ちょっと難しいんですが、時間外のことでお聞きをいたします。

平成30年度の予算要求に当たって、時間外については7%という基準を設けられて、予算要求をするようにということで取り組まれたかというふうに思います。

その中で、教育委員会の時間外手当につきまして、管理職を除いて、時間外の比率を見ますと、教育総務費並びに社会教育費で17%と、ちょっと高い数字になっております。

ここに、やっぱり人が要るんじゃないかと。時間外の金額だけで判断するのは問題かもしれませんが、人の手当ということから、どうなのかというふうに思うので、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これは教育委員会に限らず、全般的なお話になると思いますが、私のほうからお答えをさせていただきます。

とは言いながら、個別のお話にはなかなか至りませんが、その点は御了解いただきたいと思いますが、当初予算では、今、11番議員が言われましたように、おおむね7%を目途に、原課のほうから予算要求をさせていただいて、基本的にはそれを認めて、措置をして計上をさせていただいているということでございます。

ただ、年度途中の補正あるいは決算等の中では、今、一例が挙げりました教育委員会等では、非常に時間外勤務手当の率が高い。あと多いのは、恐らく総務課であったり、企画課であったり、産業課であったり、あとは個別の事情で、建設水道課が時期的に多いときもあるやに聞いておりますが、いずれにしても、仕事の量と、あとはスタッフの配置の問題でございます。

とりわけ教育委員会につきましては、学校給食会の職員が、今年度末で御勇退をされるということがございまして、この業務につきましては、30年度当初から直営で、役場の業務として、直接の仕事として対応させていただきたいということでございまして、それも見越して、今回、来年度当初での採用の人員を、今、決定をさせていただいたところでございますので、その人員を、来年度の頭のところでは、幾らか教育委員会のほうでは、考慮をさせていただきたいということでございます。

学校給食会の業務をするという使命があるわけですが、そうはいいいながらも、ほかの教育委員会事務局の業務も、当然、まだまだマンパワーの部分では足りないところがあるわけですので、あとは配置をさせていただく教育委員会の事務局の中で、課内会議等を調整をさせていただいて、仮にプラス1という結果になれば、その1人役を十分に活用していただくように、結果として、決算の段階で、時間外勤務手当が幾らかなりとも比率が下がるような努力は、現場のほうでしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そういう人の面と、それから事務量をどう減らすかというところ

ろに、もう少し手を加えていくということ、たとえ5分、10分でも、いろんな伝票が、お金を払う際から返ってくるにしても、それを一つにまとめてもらうなり、それでも時間、事務量としては減らすこともできるというふうに考えますし、なおかつ管理をしている施設に直営で管理をしているところにつきましても、それをまた地元の人などをお願いをして、やってもらっていますけれども、そこの方に、もう少し時間を、仕事をいろんな今までに言われたことをやるのだけではなくて、全体的に管理をするスキルを持ってもらうようにして、職員の仕事を減らすという働きかけをもっとすることで、本来のその職員の仕事レベルをアップさせる、そういうところにつなげることで、今の時間外等の下げるという方向を、もう少し積極的に取り組んで、下げるということにならないか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 時間外手当のことをございますけども、私も教育委員会にかわりまして、今、2年がたちました。教育委員会に来るまで、何がこんなに大変なんだろうというふうに思っておりましたけれども、やっぱりこの業界といいますか、文科省から県の教育委員会、そして各市町村の教育委員会、この中のこれまでの構造的なものであったりとか、その文書のやりとりであったりとか、やっぱりほかの部署にないものが、やっぱりあると思います。

そういったところで忙しいのが一つと、やっぱり学校自体が、大変忙しい状況があるという中で、例えば夕方の6時、7時に学校に電話をしても、必ずどこの学校もおられます。

昼間はやっぱり授業がありますので、先生方のその事務的な仕事というのが、なかなか昼間にはできないという中で、夕方以降に、やっぱりどうしてもなってしまうことも多くあるとあります。

それから、社会教育の面で言いますと、やっぱり土日ですとか、夜間の会合とか研修会、そういったものがやっぱりありますので、どうしても時間外に出る時間が多くなるという実態がございますし、文章の量も、やっぱり国とか県から来る文書の量も、並大抵ではありません。

その書類も大変なものがあるという中で、今、議員が言われましたように、じゃ、どういうふうに、その時間外を減らしていくかというところを、教育委員会の事務局の内部でも、いろいろと話をさせていただいておりますし、事務局も当然そうなんですけれども、やっぱり学校のほうも、先生方を中心に、そういった実態をなるべく減らしていくという方向で考える必要があるかと思えます。

そういった中で、やっぱり使えるものは使って、OA化であったり、ICT化であったり、そういった面で、やっぱり効率化を図っていったり、あとは例えば出張を減らしていくとか、そういった面で、やっぱり細かなことを積み上げていく必要があるかというふうに思っているところでございます。

実態としては、本当、超勤が多い状況ではございますけれども、事務局内で考えられることはやろうということで、毎月、事務局会議を開催しておりますけれども、いろんなところで効率化に努めていこうというふうにも考えております。

それと、若干予算の中にも上げておりますけれども、事務の効率化に係るような部分も、できる部分はやっていこうということで、今回も予算要求をさせていただいているというような状況でございます。

それと、先ほど町長が言いましたように、学校給食会の職員が、この3月をもってやめられるということで、給食が直営化される。その中で、職員の配置も考えていただけるというようなことを聞いております。そんな中で、少しではございますけれども、人的にも配置をしていただければ、若干そういうことも緩和されてくるんじゃないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、根本的な問題もありますので、なかなか吉賀町の教育委員会だけでどうかなるというような問題だけでもありませんので、その辺もまた少しずつではありますけれども、取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 78ページの鳥獣対策についてなんですけど、参考資料によりますと、鳥獣専門員報酬381万6,000円、あと駆除委託料96万円とかあるんですけど、どういったあれなんですかいね。専門員報酬と委託料とは別なんで、載っとるんでしょうが、どういふふうに理解したらいいのかなと思って、済みません。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

どちら、資料のほうで言ったほうがよろしいですか。この内容ということで、はい。

まず、鳥獣専門員の報酬というのが書いてありますが、これは28年度からですか、鳥獣被害がだんだんひどくなりますので、その専門知識を持った人間を雇用しようということで、いい方がおられましたので、その者を、今、産業課のほうに雇用をしております。実際、地域に出られて、集落の方と一緒にその被害防止の対策とか、実際に捕獲等にもかかわって、実績を上げておるといふふうに思っております。

それから、鳥獣駆除の委託料、これにつきましては、町のほうに、駆除班いわゆる猟友会と同じ方になってまいります。そちらのほうに、駆除委託を毎年度お願いしておりますので、その金額を、これは上げておるといふものでございます。

ほかにも行きましようか。下から2番目の農作物等の獣被害防止対策の補助金、これはいわゆる集落で、または個人でフェンス等を張りますが、そういう経費への補助金、またはそのおどかしたりするための煙火、これの講習会、または煙火を買う経費への補助、そういうものでござい

ます。

それから、鳥獣捕獲器具整備事業の補助金、これにつきましては、各5地区にその捕獲班があるんですが、その捕獲班のほうに、10万円ずつではありますが、鳥獣の捕獲のための、例えばわなとか、おりとか、そういう経費のほうを補助をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 鳥獣対策の専門員の方がおられるということなんですけど、ちょっとクリ農家と、それから田んぼの米農家のほうに関してですけど、クリに関して、秋に取り入れ口になると、熊が出てきて、恐ろしくてやれんと。なかなかいい対策を講じてもらえないという、あれが出ておまして、その辺と。

あと、田んぼのほうで言いますと、サギが大変、最近ふえて、被害がすごく続出してあります。その辺で、有効な対策がとられているのかなと、せっかく専門員の方がおられるのに、その辺で機能しているのか、その辺でちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

この鳥獣被害につきましては、いわゆる中山間部、これほどこも県内、非常に大きな問題で、その鳥獣被害がふえるばかりに、畑をやめるとか、そういう方も実際にはおられるのは確かでございます。

初めに、クリの被害の話ですが、これは毎年ありまして、熊の出没の多い年、少ない年で、これはまた違うと思います。今の専門員は、その熊に関してはこれは専門でして、今、熊対策としてはGPSをつけてその行動を、いわゆるどういう具合に吉賀町で熊が行動をするとか、その辺の調査もやっと始めたところでございまして、今からそう一気に、その熊が出なくなるとかいうことはございませんが、進展はあろうかというふうに思っております。

それから、サギにしても同じですが、なかなか一気に減るといわけにはならないんですが、駆除班と産業課、こちらのほうが連携をしながら、地域の皆さんの力も借りながらやるしかないというふうに考えておりますので、その辺の地域ぐるみの鳥獣対策、これを今、産業課のほうでは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 95ページの005で、総合防災訓練事業費というのが32万円上がっておりますが、町長も所信表明で、ことしはやるんだということを言われましたが、いつごろやるのか、またどの程度の規模でやるのか。予算的には32万2,000円というふうな、金額が低いような気がするんですが、どういうふうな防災訓練をするのか。もしわかっておれば、

時期も含めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それではお答えをいたします。

まず、時期ですけれども、確定ではございませんが、農繁期を過ぎたころ、したがって秋というふうな、事務方としてはそこら辺の時期を想定しております。

それから、中身につきましては、通常いろいろな訓練というか、そうしたものを行いますけれども、これもまだ中身を確定させたわけではございませんけれど、図上訓練であったり、それから災害の疑似体験とか避難誘導訓練、こうしたものを取り込んだ形で行うというふうには思っております。

それともう一つ、予算的には、この予算でやっていくというふうにはしていますけれども、できる限り仕掛けとして、町内全域で何かしらの、お金をかけずに防災、そうしたものに目を向けていただく、そういう仕掛けを、何とか知恵を絞って考えていって行いたいというふうなところで、今、考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、できるだけお金をかけないよということですが、要するにまだ具体的には決まってないけど、とりあえずやるということで、32万2,000円を上げたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） 若干その32万円の中身について補足させていただきますと、その中に、講師をお呼びして、その防災に関する講演というか、そうしたことも想定しております。

そこにかかる謝礼であったり、それから先ほど申し上げてはいませんでしたけれども、いわゆる炊き出し訓練とかがありますので、そうしたときに用いる食材だったり、そうしたものを積み上げた数字として、今回の予算計上をさせてもらっているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 111ページで、社会教育施設費のサクラマス交流センター管理費というのを計上をされておりますが、サクラマス交流センターは、昨年度というか、一昨年からは、要は吉賀高校を応援するということで建設されたと思うんですが、これと公営塾ですか、よしか塾なんかもあわせて吉賀高校を支援するということで、大々的にいろんなことをやってると思いますが、現状について、一応、公営塾も含めて、今、どういうふうなになっているのかを報告願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、まずサクラマス交流センターの状況です。いわゆる入居状況をお知らせするのが、一番わかりやすいのかなと思います。定員については32人でございますけれども、それに向けて、今、20名の生徒さんが入居されているというところでございます。

来年、ちょっと補足をする、来年度に、この4月以降の話になりますけれども、今、予定されているのは、およそこの定員に32人、近づくところでの入所者が予定されているということをつけ加えたいと思います。

それから、公設塾の関係です。昨年の7月から実施をいたしております。塾に通っておられる生徒さん、12人が通っていただきました。結果として、その12人全員が、進路を決められたというか、進路が決定をされたというところ。それぞれ第一志望だとか第二志望だとかありますけれども、私どもが聞いておりますのは、それぞれの生徒、およそ納得した形での進路決定を遂げたということは聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 95ページの防災士資格取得補助金というのがありますが、この防災士というのは民間の資格じゃないかと思うんですが、それ、民間か国家資格か、そして公の資格かということ。それに、その資格を取るための補助金と思うんですが、この資格を取るの、講習なのか試験なのか。

それから、これ、説明にあったかと思うんですけど、これの補助金に対する人数、どのぐらい予定しているのか。その資格は、それはいろいろ資格条件があるかと思うんですが、年齢制限とか学歴とか、そういうものがあるのかどうかということと、要するにその事業、その資格者がやる活動の内容がわかれば、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えをいたします。

まず、今回予算計上いたしておりますところの数字的などころですけれども、この防災士の資格を取るということに当たって、およそ経費として、6万6,000円の経費がかかるというところで、その3人分ということでの予算計上でございます。

それから、最初に御質問がありました、今回、この防災士の認定は公的なのか私的なのかというところですが、この資格取得のための補助金も、交付要綱として定めておまして、こちらのほうに書き込んでおりますけれども、その部分をちょっと引用をさせていただきますと、特定非営利活動法人日本防災士機構という、この機関が認証をするというものであります。

したがって、ここが実施する、いわゆる研修、それから試験といったものを受けていただいて、

防災士の資格を取っていただくという、こういうことになってまいります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 私の質問が悪かったかと思うんですけど、いや、十分じゃなかったかと思うんですが。

要するに防災士の仕事、それから3名と言われたんじゃないけど、それはどうしてわかるとるんですか。今の申し込みとか、あるいは3名までしかできませんよということか。まあ今からやるのかと思うんですが。まだこれ予算、それと3名分ぐらいは補助します、それ以上はないと。何かその辺をよう聞いとかんと思うんですが。

それから資格要件。もう無資格やら、別に学歴も関係ないと。年も関係ないのかどうか、その辺をわかれば、よろしく。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず3名という予算立ての話でございます。

ここに向けて、現在その3名が申請を見込んでいうより、予定があるかと言われれば、予定としては今はございません。およそこれぐらいかなというところでの、見込みでの予算計上でございます。

仮にこの3名以上の方が手を挙げるというふうな状況になりますと、また新たなというか、年度途中になりますけれども、予算措置をお願いすることになるかもしれませんし、あるいは次年度というふうになるかもしれません。それについては、ここではあれですけれども、私どもとしては、防災士の方々がふえていくというところが本筋ですので、できるだけそれに応えるというふうな考え方をしていきたいというふうに思っております。

それから、防災士としての仕事ということですが、これはさまざまなか、もう文字通り防災に資する仕事ということで、地域の見守りから始まって、実際に河川の氾濫であったり、さまざまな災害に対する備えといますか、そうしたものに対応するための知識を有している。

そして、その知識を地域で実践していただく。そういう活動をしていただくということでして、うちのほうというか、町のほうから、防災士の資格を取った方々に、限定的にこれをしてくださいという、こういう話ではありませんで、可能な限り得た知識、得た経験、そうしたものを地域に還元してください。こういうふうなお願いをしているところでございます。

それから、3つ目の資格の件については、大変申しわけありません。ちょっと今、手元にそこまでの情報を持っておりませんので、後ほど、あすお答えをさせていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） どうも、質疑が下手じゃからと思うんですが、もう一つ、要するに仕事というのは、内容というのは、この防災士というのが、多いほどええんじゃないかと思えます。今からいろいろな災害があるから。

というのは、消防団は火を消す。あるいは大雨、要するに一般的には、人命、財産のということで、これは一つの法律の中でやっとならと思うんですが、その防災士というのは、その防災士の方が、要するに自主的にやるようになったのか。何か組織的にこういうことがあったら、それは町のほうが要請するとか、大水が出たときなんかは消防団が行きますから、何か具体的に、要請があつたりというような義務があるのかどうか。ただ、その防災士としての資格があるからというだけなのか。

それから、大体どれぐらい、今、その町内で防災士の方がいらっしゃるのか。しつこいようだけど、やっぱり投資とか、これで補助を出すんじゃから、よくわかっていないと、皆さんも納得せんのじゃないかと思うんですが。

要するに仕事をするときには、仕事の内容を聞いたのは、今は誠に抽象的な話じゃったんじゃけど、こういうときにはこういうことをするのを、例えば将来だとか、その地域の人から、自治会からか何か要請があつて出るような義務があるのかどうか。まあ、そういうことです。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

義務というところはございません。まずそのことをお答えさせていただいて、さらに先ほどの、私の回答に、ちょっと補足をさせていただきますと、この防災士の資格を取っていただく行為の補助金なんですけれども、さらに申し上げますと、町の考え方といたしましては、いわゆる自主防災組織、これを各地域、地域で設立といいますか、していただきたいということもございます。

自主防災組織を設立あるいはそれに向けて検討だったり、そうしたときに、その防災士の資格を取った方がその地域におられれば、中心的な役割といいますか、リーダー的な役割を担っていただければという、そういう思いはあります。

ただ、それを町のほうから、必ずしもこれをやらないとというふうなところまではいっていないと、そういうところまでは強制的には、そこまでしてはないという、そういう状況でございます。

そして、大変申しわけありません。現時点でのその防災士を、この補助金を使って資格を取った方の人数につきましては、あすのところでお答えをさせていただければと思います。申しわけありません。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） しつこいようですが、資格というのは、それは公的なものと、先ほどの話では私的なものの資格、この度のは。公的なもんじゃったら、例えばいっぱい仕事はありますが、宅建、宅地建物の場合は、それを試験を取ったら、その不動産売買ができる。行政書士なら、その届け出を営業してできる。自分勝手にやるのはいいはずじゃけど、人から金をいただいて、それでやる業務をすると、その資格が要る。資格は大体そんな人が多いです。

それで、ちゃんと欲しいのは、この資格があると、公の金もうけという意味じゃないですよ、できるかどうかというので、そうせんと、何かその防災士の資格があるからという、ときどき聞くんです。私は資格を持つとるからという、その何をするんだらうかて。

せっかくあるのと、それから、今、補助してまでやるという、補助金を出してまで、資格を取ってもらうということになれば、何かそこがないと、ただ趣味の資格じゃったら、あまり意味はないかと。趣味じゃないでしょう。恐らくその仕事自体は、ぼんやりわかるんです。その防災士ちゅうんじゃから、防災に関係する何かの仕事かと思うんじゃけど、それが今、おっしゃったように、義務も何もなしに、何かもったいないような気がするや。何かこう縛りがあったかと思うんですが、そういうのはないか、もう一辺聞きます。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） さらに今の御質問への回答と、これまでの私の回答の補足にもなりますけれども、今、いわゆる防災士間の、横の連携を意図しまして、防災士連絡会というものをおつくりいただいております。

また、要するに先ほど議員がおっしゃられたように、そういうところにとどまらないようにというか、せっかくそうした資格を取られたわけですから、横の連携を取っていただいて、そしてその連絡会が中心になって、また地域の防災力を高めていくというふうなところに流れができてくればというふうな、そういうことで、現在、防災士連絡会という会がございまして、そこが中心になって、活動をさらに進めていただければというふうには思っているところでございます。以上です。

○議長（安永 友行君） 11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） 74 ページの真ん中辺にあります、日本型直接支払交付金事業費の下から4番目の、環境保全型農業直接支払交付金に関して、お聞きをいたします。

日本農業新聞並びに県のちゅうか、普及所の研修等によりますと、環境保全型農業直接支払交付金の交付要件を見直すということで、国際水準の農業生産工程管理、いわゆるGAPと書いてありますが、ジーエーピーと書いてGAPですが、への具体的な取り組みが義務づけられるというふうに言われておりますが、新年度におきまして、この取り組み等について、どのような形になるか

お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

ただ、この環境保全型農業、これは議員が言われたとおりに、GAPこれの取り組みを、もう強制されるようになってくると思いますが、その認証がないと、この環境保全型農業直払いの交付金が支給されないということでは、当面はないというふうに聞いております。

ただ、その認証がとれるまで、どの程度ですか。言葉で言うのはあれですが、取り組みになれていただく期間を、はっきり何年とは言われてないですが、恐らく3年程度は設けて、それからまた認証取得が必須というぐらいになってくるかと考えております。

町のほうとしましては、30年度から、このGAPということが入ってまいりますので、まずそれについての農家の皆さんへの周知、これにつきましては、当然行わないといけないというものは理解しておりますので、今、交付金を受けておられる農家の方、これは協議会がつくって、交付を受けておられるんですが、その方は3月中にという予定だったのですが、4月初めにずれ込むかもしれませんが、まずはちょっと説明会のほうをさせてもらうということにしております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 105ページですが、教育費の3項の中学校費で、先般の説明会のほうで、一番下の中学校事務局管理費というところなんですが、嘱託職員さんで、この方が、蔵木中学校の統合準備ということで、嘱託職員の給与があげてありますが、これは統合だけの事務なのか。

その次のほうの目を見ても、なかなかそれに見合うような項目がありませんけれども、実際、学校の統合となりますと、事務的にはできると思うんですが、やはり昔からある学校を統合ということになると、やはり地域との折衝とか、それからいろんなイベントとか、そういうふうなこともあるんじゃないかならうかと思いますが、その辺の、この嘱託職員だけの給料でできるのか。

どういうことを、この職員さんが統合について考えていかれるのか、その辺をもし具体的にできていけば、お聞かせいただけたらと思いますが。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 中学校管理費の中学校事務局管理費、嘱託職員で277万2,000円ということでございますけども、これにつきましては、今、議員がおっしゃられましたように、蔵木中学校と、六日市中学校の統合にかかわる関係の予算でございます。

じゃ、その嘱託職員がどういう仕事をするのかということでございますけども、今、はっきり言えるのは、統合に関する事務をしていただくということでございます。具体的に、じゃ、どういふことがあるかということでございますけども、具体的には、今から統合準備委員会を、本議

会で条例等を可決をいただきますと、設置をさせていただいて、その中で、いろんな話が出てくると思います。それにかかわる蔵木中学校でやらなければならないこと、それをやっていただくということもあろうと思います。

あとは、今、想定されるのが、備品の整理でありますとか、恐らくその閉校式とか、そういったものも出てくると思いますので、今は具体的に、じゃ、どういった事務かという、なかなか思いつかないのが実態ではございますけれども、そういった基本的には統合に関する事務をやっていただくということで、学校で仕事をしていただくということになりますので、若干は、その学校の関係のどれがどれというふうに完全に分けることはできませんけれども、そういったところで、学校の中で、事務をしていただくということで考えています。

ただ、この人だけに全てを押しつけてということは、当然考えておりませんので、六日市中学校との連絡も必要ですし、あるいは小中学校との関連もあると思いますので、当然、教育委員会の事務局でも、統合にかかわる関係の担当を配置するような方向で考えたいなど、今は思っておるところなんですけれども、具体的には、事務分掌等をこれからやりますので、そういったところで、この人だけにということにはならないと思いますけれども、蔵木中学校にいていただいて、そこで統合にかかわる事務を中心にやっていただくというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 具体的には決まっていないということでございますので、あれですが、一応嘱託職員さんとしては、大変な業務であろうと、今まで、最近、吉賀町内で合併というようなことは、統合というようなことはありませんでしたので、大変な激務になろうかと思えますので、ぜひ教育委員会の方も、ぜひその辺のところをアドバイスしながら、この前出ておりました26項目でしたか、あのことも討議すると思えますので、ぜひ協力してあげていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点。次のページの、やはり中学校ですが、一部、中学校施設整備費で、設計委託料というのが1,316万6,000円、これは吉中の改修というのが説明がございましたけれども、恐らく校舎の内部かとは思いますが、一昨年ですか、こっちの体育館の入り口の、公民館の前の辺だったかな。雪が、落雪で、車が何台か壊れて補償したというようなこともあります。ぜひともあの辺の屋根の雪が落ちないような方策も、ぜひ入れていただけたらと思えますので、要望になるかどうかわかりませんが、ぜひしていただきたいなと思えます。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 中学校の施設整備事業費でございます。設計委託料1,300万円でございます。これにつきましては、吉賀中学校の改修にかかわるものが1,046万6,000円、それから中学校のエアコン設置、普通教室等です。これの設計費が270万円を予定をしております。

ます。

吉賀中学校の改修のほうに、吉賀中学校のエアコン設置の設計も含んでおります。したがって、先ほどの270万円のエアコン設置の設計については、柿木中学校と六日市中学校ということでございます。

今、御指摘がありましたように、吉賀中学校の特別教室のほうの落雪関係なんですけれども、今、この設計をいたしますのは、本体の校舎のほうの改修工事でございます。こちらのほうが老朽化が進んでおまして、早期の改修が必要ということで、今回、大規模改修を計画するということございまして、一応、特別教室のほうについては、これには含んでおりません。

ですけども、今、議員言われましたので、これは設計するしないという問題でもないかもしれませんが、その点についても、できれば考慮したいとは思いますが、今の時点で、特別にということはおしてはおりませんでしたけれども、吉賀中学校の改修をする時点で、また先生方とも相談をして、できれば考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 97ページのシステム開発委託料というのがありますが、これは先般、説明によりますと、通信簿なんか電算機でやるという、あれなんでしょうけど、よく最近情報が漏れたり、ウイルス等で漏れるということがあるのは、その辺は可能性はないんですかね。そこら辺はちょっと聞きたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） システムの保守委託料、システム開発設計委託料等の関連するものがございますけども、これにつきましては、かねてから先生方の事務の合理化というところで、校務支援システムというのがございますけども、それを導入してほしいという要望がございました。

その中で特に問題なのが、通信簿とか指導要領を作成する上で、やっぱり先生方はなかなか忙しいというところで、今回はこのシステムを開発する委託料を、予算計上をさせていただいております。

これは、吉賀町独自のもの、独自の様式で対応をするものでございまして、当然、オンライン化もしておりませんので、各学校でそのシステムを利用させていただくというものでございます。

それを、データを外に持ち出さない限りは漏えいするということは考えられないと思いますので、その辺は利用する側の、今度は個人的な問題でございますので、その辺は十分、注意をしてもらおうように申しつきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 参考資料の101ページ、スポーツ公園屋外トイレの件について、これ設計は、もうできているんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） スポーツ公園の屋外トイレ棟の建築工事2,714万6,000円でございます。これにつきましては、既に設計は完了しております、工事の発注を平成30年度でやりたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 一般的に考えまして、トイレ棟で、このぐらいの金額ということになると、どんな設計で、どのぐらいの規模かと思ひまして、もし詳細がわかれば教えてほしいなどと思ひまして。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） このスポーツ公園のトイレというのは、立戸のスポーツ公園でございます。あそこの野球場のトイレを、現在あるものを取り壊して、そこに建設するものでございます。

建築面積は28.1平米を予定をしております。トイレの便器の数で申し上げますと、男性のほうが大が1、小が2、それから女性のほうが便器が2、それから障がい者用のトイレを附属します。

御指摘のように、結構な金額になっております。この大ききでこのぐらいかかるのかということだろうと思うんですけども、実は、ここ、要は給排水の問題がございまして、水道がまず来ていない。それから、下水も来ていないという状況でございます。この辺のやっぱり配管がありますので、その経費がかかって、これぐらいの工事費になるということで、御理解をいただければと思ひます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 聞くところによるということは、どうなんかはわかりませんが、上水はグラウンドの真ん中あたりまで上がっているんじゃないかというような、野球場のその使用のときしか使えないんかもしれんですが、上がっているのではないかというような話を聞いたことがあるんですが。それと、下水は、今の本管へつなぐという。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） まず、簡易水道の給水でございますけども、これは管理棟のところから配管をしてくるということになります。したがひまして、下水と、今、給水管の配管をなるべく重複させるようなところで、工事箇所が同じようなところになるように、今、考えております。

それから下水につきましては、この施設自体に公共枿がありません。したがって、今は管理棟のところも浄化槽があるわけでございますけども、その下の町道の交差点のところあたりまでないので、そこまで下水も配管をする必要があるということで、かなりの距離になると思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 済みません、今の関連質問なんですけど、私、一般質問でも、下水のことはかなり地元のほうのとか、いろんな未整備地域で要望等出とるんですけど。

どう言うんですかいね、優先順位といいますか、そこら辺で、やはり住民の切実な下水の要望があるのを差しおいて、そういうスポーツという、重要ではありますけど、そこら辺を下水を通してやる。まあ、いかがかと。ちょっと議長には怒られるかもしれませんが、いかがかなと思うんですけど、そこら辺はちょっと、町長のほうのお考えを、もう一回。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件は、一般質問でもお答えをしたと思いますけど、住宅とか下水とかについては、お答えをしたとおりです。

今、教育委員会が予算措置をしておりますスポーツ公園の件でございますが、これはかねがね言っておりますように、今ある既存の施設を、施設なり設備を拡充、充実をして、さらなる交流人口の拡大を図ったり、関係人口を図って、行く行くは定住とかにつなげていきたいという、そんな思いで数年前からやっておるということでございまして、その第一弾が、恐らく真田のグラウンド、人工芝に張りかえて、そこを「よしかみらい」としてリニューアルをさせていただいたと。

こういった、今、流れで、今、スポーツ公園を初め運動交流広場もそうなんですけど、体育施設については設備の改修等をしておりますので、その関連で今回も平成30年度の予算の中で措置をさせていただいているということでございます。

○議長（安永 友行君） ここで、10分間休憩をします。休憩後は引き続きで行います。休憩します。

午後3時01分休憩

.....

午後3時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどですか、歳出の前の段階、総務関係の松蔭議員の質問が回答を保留してありましたが、わかりましたので先にその回答をしていただいて、先ほどやった歳出の71ページ以降の質疑を行います。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほどは失礼いたしました。

防災士の質問についてでございます。

まず、1つ目なんですけれども、この補助金を活用いただいて資格を取られた方の人数でございまして、28人ということでございます。

それで、この防災士を取るためのいわゆる資格というか、受験資格というかですね、そうしたものについてですけれども、この資格については特にそうした要件の定めはございません。資格は問われていないということでお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、71ページ以降の質疑に移ります。質疑ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほどのスポーツ公園屋外トイレの件なんですけど、合併浄化槽より、今の下水を公共柵までつないでいくというほうが、費用対効果とかいろいろ考えてみて、先々もそのほうがいいだろうという判断ではあるかと思うんですが、管理棟等のトイレも皆、そういうふうに柵でつながれるかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 実は、今回の平成30年度の当初予算のほうで、設計委託料を同じ118ページですか、予算書……のところで計上をさせていただいております。132万2,000円でございます。

これにつきましては、これもスポーツ公園の関連で設計委託料なんですけども、今、先ほど申し上げましたのは、野球場のトイレということでございます。それで、管理棟にトイレが当然ございまして、これも、管理棟自体が老朽化しておるわけでございますけれども、あとテニスをする方からもトイレの改修の要望もあまして、これにも応えようということで、管理棟のトイレをちょっと改修をさせていただいて、常時外から出入りができるような形にしてはどうかというふうに今考えております。

それで、そういう改修のための設計委託料を計上させていただいております。それ、工事ができれば、管理棟のトイレを改修して下水に接続したいというふうに今、考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） スポーツ公園で、高いところにあるので、ことしみたいに、凍結とかいろんな事態が発生するかもしれませんが、冬期間は使うのか、使わないのかとか、もし、冬期間使用しないようであれば、そのように凍結防止対策もそのような対策がとられるでしょうし、年間使えるというようにしますとまた使用頻度が下がって、凍結に対する対応も大変になってくるんじゃないかと思うんですが、せっかくこういう事態が発生して凍結等の問題が出て

きたので、その辺も、もし設計が変えられるようなら凍結対策もちゃんと施されたらどうかと思っています。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今年度、トイレの設計をしました。設計会社との打ち合わせの中で、当然その凍結の関係も話をしたところなんですけれども、対策としてはなかなか難しいんですけれども、やっぱり止めて水を抜くしかないというふうなことだろうと思います。

当然、管理棟のほうも同じようなことになろうかと思うんですけれども、その辺はちょっと考慮はしたいなと思っております。

御承知のようにスポーツ公園につきましては、サンエムのほうに、もう指定管理で出しておりますので、指定管理者ともその管理の面については相談をしながらやりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 昨年だったかな、総務常任委員会の報告なんかでも一応要請というか、こうしたらいいと思いますということで出したのが、1つは本庁舎と柿木庁舎を光で結んで、そこでテレビ会議システムで、建設水道課等への申請も六日市庁舎でできるようにというふうなこと。それから、本庁舎と各公民館を結ぶテレビ会議システムみたいなものとか、そういうものを整備したらということを経済常任委員会で提案しておりますが、その辺について今回の予算書には計上がされておきませんが、そのようなことを計画されるのか、されないのか。本庁舎と柿木庁舎を結ぶことはいらんとか、公民館と町役場を結ぶことはしないとかいうようなことがあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変申しわけありません。まだ、その具体の議論に入っていないというのが現実だと思います。したがって、今回の30年度の当初予算には、関係する経費につきましては計上いたしてありません。

もう一回、そのこの部分のところを目通しをしながら、全庁的な議論が必要かと考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 済いません、町長、もう一回ちょっと、はっきり聞き取れなかったんですが、もう一回済いません。その辺のことはというところまではわかったんですが、今後検討するということですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今後、もう一度内容の精査をさせていただいて、全庁的な――行政のほうですね、全庁的な議論をさせていただきます。

ということで、現段階での30年度の当初予算には、その関係の経費につきましては計上いたしておりません。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 参考資料の99ページの下に、子どもと先生夢ゆめ交付金というのがあげられておりますが、ここに、子どもたちに夢と自信を持たせとか出ておりますが、継続事業ということで、実際にどのような活動というんですか、事業が行われたかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 平成29年度から新規で町の単費で150万円の予算を計上していただきまして、この子どもと先生夢ゆめ交付金ということで事業を実施いたしました。

これにつきましては、学校のほうから提案をいただいて、それを教育委員会のほうで審査して交付金の対象にするというものでございます。

それで、主だったところと言うと、蔵木の太鼓とか、蔵木音頭の関連ですね、これにも夢ゆめ企画が絡んでおります。それから、柿木の小中学校で実施しました黒板ジャック、ケーブルテレビにも出ましたし、新聞等にも出ておりますけど、こういった事業。それからあとは、先生方の研修の事業。六日市小学校だったと思えますけれども、特別支援の関係を主に先生方が、大学の先生をお招きして、年間を通して研修を実施する。こういった事業をやっております。

ほかにも提案していただいて、採択になったものもあるんですけども、講師の先生方の御都合であったりとか、そういったものもありまして、まだ今年度実現できなかったものもございません。

来年度も引き続きこの事業を実施していきたいというふうに考えておりまして、150万円の予算を計上させていただきました。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 85ページの交流施設整備事業費、彫刻の道の整備工事ですが、4,500万円と高額な金額となっておりますが、まず、お聞きしたいのが、もともと昨年でしたか、事業をやりまして5,500万円という事業をやっております。そしてこのたび、4,500万の金額であります。議会でも可決しまして賛成多数ということで、こういう運びになったと思えます。

しかしながら、私もこの事業に関しては賛成というところがあります。しかしながら、こないだも全協でちょっとお伺いしましたが、まず、私の感情として、思いとしまして、この彫刻の道と「ゆ・ら・ら」はワンセットと、一体化していないと意味がないと、そういう相乗効果がなくなるという考え方があります。その中で、先日も言いましたけど、いろいろ町民の方々からお話がありまして、プールから始まって送迎、またレストラン、この辺を閉めるんじゃないかとい

う話もいろいろあります。

実際のところはどこからどこまで言っているのかわかりませんが、そういった時期にこの予算が上がっているということは、ちょっとそれ強行にやるということはまずいんじゃないかと、そういうことも考えられますし、その辺を考慮されたものか、また、考慮していなければ、どういった考えでこの予算が出てきたのかなど。趣旨も含まれますけど、そういったことも少々伺えればと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の彫刻の道の意義ということで質問がございましたが、お答えさせていただきます。

まず、工事費でございます。予算書の86ページ、3,879万2,000円と上がっております。これにつきましては、先般議決をいただきました平成29年度補正予算第7号において1,900万円ほど減額をいたしました。理由は後で述べさせていただきますが、それを引き続き今年度行うものとして、ちょっと諸雑費も含めて約2,000万円再計上したところでございます。

残りにつきましては、もう最終段階であります。照明を設置してほぼ完了する予定となっております。

先ほど、1,900万円減額したという理由でございますが、なかなかちょっとフェンス等のデザインとかいろいろ決めるのに時間がかかったのもございまして、平成29年度で一部のフェンスを設置したところでございます。

議員御指摘のとおり、彫刻の道と「ゆ・ら・ら」の施設というのはもう一体となったといえますか、渡り廊下等も撤去させていただきまして、もう一体となっておりますので、どちらをやめるとか、両方今後も継続していくつもりで今は設計をしております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 73ページの先ほど言いましたところの上のほうで、真ん中辺のちょっと下なんですけども、自給率向上のその下に、農林水産物販売促進活動補助金というのがございます。これは、町の要綱にも載っている分なんですけども、今は販売促進にかかわるところのいろんな取り組みに対しての補助金ということでありますけども、実際にもものをつくる側としては、販売促進もですし、それとよりよいものをつくらうという先進地の視察等も含めてこの補助金を使えることが望ましいというふうに思いますが、そういう先進地の研修も入れたもので使えるというふうにお聞きをしてよいか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

この補助金につきましては、29年度から改定したもので、28年度まで農林業生産振興補助金という多分、補助金名だったと思いますが、そういう方に生産振興に取り組んでいただく、取り組みを支援をさせていただいておったわけです。29年度からは、やはりその販売力、これをつけていただく必要があるんだろうということで、そちらに力を入れていただくということで制度改正いたしました。

今、議員さんが質問ございましたのは、要は視察がいけないというわけじゃございませんで、その販売力向上につながる視察であれば当然よろしゅうございますし、そのものが、いいものがないとそれは販促にもつながってこない。当然ですので、何らかの販売、これが向上するという目的があれば、差し支えないというふうに私は考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今のに関連することなんですけど、これ60万円というのは昨年の実績だと思うんですけど、これに対して、どういった分野で出されたのか、ちょっと説明願えたらと思うんですけど。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 29年度の実績ということでございましょうか。

29年度は、もうないと思いますが、恐らく1件しか申請がなかったというふうに思っております。これは、いわゆる米のほうを推進する団体さんで、そちらのほうの販売促進活動するという目的で出されたものが1件という実績だったと思いますが、いわゆる、いろいろな組織の方に、この補助金を活用していただきたいと思っておりますので、上限が15万円なんです。15万円の4件分を予算計上させていただいておるということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 75ページのブランド化推進事業費でお尋ねします。

これでは、いわゆる有機茶をブランド化するというような形が主に見えますが、昨年だったですか、薬用植物っていうんですか、薬用農産物もやるとかいうような形で大体的にこの議会で報告を受けたことがありますか、その薬用農産物、そのほうについてはどういうぐらいになったんでしょうか。また、有機茶についても着々と進行しつつあるのかどうなのか。そのあたりについてお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

全協の中でも簡単に触れておりましたが、まず薬用作物のほうですが、このブランド化事業の中にはいろんなメニューが入っております、なかなか読みづらいところもあると思いますが、

薬用作物についてはいろいろ専門的知識を持っておられる方とか、そういう方とも相談してやってきました。生薬として、いわゆる薬としてメーカーと直接取引をするのは厳しい状況があるというのは先般もお話をさせていただきましたが、その幾つかのメーカーさんが協議に、いわゆる話を聞いてみてもいいよということもありますので、状況によってはそのメーカーさんとの協議の場は持っていきたいというふうに考えております。

当面は、サフランという、いわゆる花がございしますが、そちらの栽培振興を力を入れてやっていききたいというふうに今考えております。ただ、球根数を確保するのがなかなか難しいという点もありまして、試験栽培しながらその球根の使用量の拡大、こちらのほうに取り組んでいききたいというふうに考えております。

このサフランにつきましては、29年は職員のほうがやっておりましたが、30年度、新年度からはそのサフランの球根を町のほうが支給をして、農家の方に実際に一連の流れをやっていただいてもらおうかなと、そこで広めていこうかなというふうに考えております。

それから、お茶につきまして進展があったかどうかということなんですが、いろいろ御質問もございしますが、大きく進展があったとは決して思っておりません。ただ、地道に商品開発等はやっておりますし、開墾等も始めておりますので、もう少し様子を見ていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 参考資料の91ページ。商工費の観光振興対策費の陰陽神楽競演大会。これもかなり歴史があって、いろんな交流人口もふえてきておられると思うんですが、最近少し、ちょっと陰りがあるというような話も聞きましたが、柿木では今の、夏に花火、それから六日市も今の「夢・花・マラソン」があって、いろんな秋には農業文化祭等があるんですが、こういう神楽大会も、もうかなり四十何回といいますとかなり歴史を重ねております。

それで、近隣の他の市町村が頑張っているから我が町もというわけではないんですが、やはり今まで多くの方が努力されてつながれてこられたこの大会をもう少し本格的に、本腰を入れてやりかえられるということじゃないんですが、仕組みを変えられるとか、例年どおりの方法じゃなく、町内にもいろんな神楽団がおられますので、そういう方とか、いろんな、1日だけじゃなしに2日とかかけて競い合っていくとか、いろんなアイデアを出し合って、夏のこの大会をどうしても盛り上げていったらと思うんですが、これ、例年どおりのということなんですか。お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これは、町から補助金を出している事業でございしますから、主催は商工会の青年部でございします。ある意味今のような御意見は、ぜひ商工会にも伝えていただいて、や

はり人が来ていただく、そういった事業、イベントにしていきたいと思います。残念ながら今、島根県の西部とか、それから山口県もそうです、特に広島県の北部ですね、神楽が非常に盛んだということで、こういったイベントが競演大会あるいは競うでなくて共に演じる、その「共演」も含めてなんですけど、非常に多いということで、なかなか足を運んでいただけない、よほどのやっぱり魅力がないと足を運んでいただけないということでございますので、ぜひとも歴史のある大会でございますので、商工会のほうでもぜひ、そこらあたりを工夫していただいて、それに向けて、こちらが投資効果のある補助金を活用していただくのが一番だと思いますので、我々も行政のほうからも商工会のほうにそういった御意見があったということはお伝えをさせていただきます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 済いません、場所わからなかったんで。

90ページの土木費で、道路橋梁費の一番下にあります道路新設改良補助事業費、建設工事費のところでありますが、ここの、今橋台のほうをやっていただいております。実際にここの相生橋に架かる時期として、いつごろを見ておられるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

この間の視察でみていただきましたように、29年度ではA2側の橋台を——小学校側になりますけども——の橋台を今作成しておるところでございます。

30年度、今年度につきましては、上部工を架設をし、渡れる状態にまでなるというふうに考えております。その後、31年度で、今あります相生橋の歩道橋がございますが、それを撤去させていただきます。大体事業を完了するというふうに考えております。ですから、歩道橋につきましては、30年度で完成をみるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

戻りまして、89ページ。004の橋梁維持管理費で、補修工事で七村橋ですが、今度補修をしていただきますが、この橋の場合、荷重制限か通行制限等は補修完了後はそういうものがかかるか、かからないか、この点お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

荷重制限が今後継続されるかという問題でございますけれども、床版等は30年度できちんと、トラス部分の床版が傷んでおりますので交換をするというお話はさせていただきました。交換を

した後も、実は桁のほうの強度が今の状態でございますので、それにつきましては、今後ともトン数制限をさせていただいて、これまではトン数制限はなくて、車のほうは往来を自由にしてもらったわけでありましてけれども、やはり橋梁点検等を5年に1度実施していき、そしてずっと維持していくというこの関係になりますとやはり、橋を長くもたせたい。ずっとあの橋を修理しながらでも使っていきたいという考えに基づきますと、やはり桁の調査の結果、桁の荷重がやはり十分でないということになりますと、今のトン数制限の実施を続けていきたいというふうに、こちらでは考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

まだあるかとは思いますが、あすも少々ですが時間がありますし、そこそこの時間になりましたので、きょうはここでおきます。

質疑がないようですので、日程第11、議案40号平成30年度吉賀町一般会計予算の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦勞でした。

午後3時44分散会
